



くしろ男女平等参画プラン

中間改定

〈2024～2027年度〉

(令和6～9年度)

釧路市

はじめに

国は、社会の多様性と活力を高め、経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から、男女平等参画社会の実現は、社会全体で取り組むべき最重要課題として、関係法を整備し、取組を進めています。

本市では、平成9年に「くしろ男女共同参画プラン」平成20年には名称を変更した「くしろ男女平等参画プラン」（以下、「プラン」とする。）を策定して以降、国等の施策の動向も踏まえつつ、男女平等参画社会の実現に向けた諸施策の推進に努めてきました。この間、平成22年12月には「釧路市男女平等参画推進条例」を制定し、男女がともに支えあい創りあげていく社会を目指して、総合的かつ計画的に施策を推進しているところです。

現行のプランは、平成30年に計画期間を10年として策定したもので、策定から6年目を迎え、これまでの取組や成果、また、令和4年に実施した「男女平等に関する市民意識・実態調査」の結果を踏まえて、時代の流れに合わせて推進すべき施策などに一部修正を加えるプランの中間見直しを実施いたしました。

これからも、プランに基づき、年齢や性別、国籍、障がいの有無、性的指向・性自認などにかかわらず、すべての市民が人権を尊重され、いきいきと暮らす男女平等参画社会の実現に向けた取組を進めてまいりますので、一層のご理解、ご協力をお願いいたします。

最後に、本プランの見直しに当たり、ご尽力をいただきました釧路市男女平等参画審議会委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆さまや関係各位に心からお礼申し上げます。

令和6年3月

釧路市長 蝦名大也

目 次

はじめに

第1章 基本的な考え方

1	プラン改定の趣旨	6
2	5年間のプランの検証	6
3	プランの位置づけ	7
4	計画期間	7
5	プランの基本理念と基本目標	8
6	プランの体系	9
●	成果目標	10

第2章 プランの内容

基本目標Ⅰ 男女の人権の尊重

1	男女の人権についての認識浸透	12
2	男女平等の視点に基づく教育・学習の推進	15
3	男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶	18

基本目標Ⅱ 男女が共に働くための環境づくり

1	就労の場における機会均等の推進	24
2	男女の仕事と家庭の両立	27
3	多様な働きかたを可能にする環境整備	30
4	女性の職業生活における活躍の推進（女性活躍推進計画）	33

基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女平等参画の推進

1	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	38
2	家庭・地域社会における男女平等参画の推進	40

基本目標Ⅳ 多様なライフスタイルを可能にする環境整備

1	相談・支援体制の充実	45
2	安心して暮らせる環境の整備	47
3	生涯学習の推進	51
4	生涯にわたる男女の健康支援	53

プランの推進体制について

1	釧路市男女平等参画審議会	61
2	庁内推進体制	61
3	市民団体、事業者との連携	61
4	国、北海道との連携	61

資料編

資料1	プラン見直しの経過	64
資料2	鉦路市男女平等参画審議会（第7期）委員名簿	65
資料3	鉦路市男女平等参画推進条例	66
資料4	女性に関する行政関係年表	70

男女平等参画社会とは

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。

(男女共同参画社会基本法第2条より)

釧路市男女いきいき参画宣言

わたしたち釧路市民は、
性別にかかわらず ともに協力し合い
一人ひとりが 個性と能力を生かし
家庭や職場など 社会のあらゆる場面において
すべての人が自分らしく生きられる
男女平等参画社会を推進することを
ここに宣言します

平成30年3月23日



第 1 章

基本的な考え方

1 プラン改定の趣旨

男女共同参画社会の実現に向け、我が国においては平成11年に男女共同参画社会基本法が制定され、基本法に基づく「男女共同参画基本計画」や成長戦略等によってさまざまな取組が進められてきました。さらに、平成28年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行され、男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入りました。男女平等参画への意識は、社会に少しずつ浸透してきているものの、少子高齢化や人口減少、ライフスタイルや世帯構成の変化など、社会情勢の変化のほか、男女の仕事や生活を取り巻く状況への対応等、男女平等参画を取り巻く課題は多様化しています。

本市では、国や北海道などの男女共同参画推進の動向を踏まえ、平成20年3月に「くしろ男女平等参画プラン」を策定、平成23年4月には、基本理念や市の施策の基本となる事項を定めた「釧路市男女平等参画推進条例」を施行し、これらに基づき諸施策の推進に努めてきました。また、平成30年3月には現行の「くしろ男女平等参画プラン 2018～2027年度」を策定し、さまざまな施策を総合的かつ計画的に展開しているところです。

現行のプランは、策定から6年目の折り返しに入り、これまでの実施状況を踏まえ、本市における男女平等参画社会の実現に向け、新たな課題に対応し時代の流れに合わせて一部修正を加えたプランの見直しを実施し、「くしろ男女平等参画プラン（中間改定）」（2024～2027年度 令和6～9年度）を策定するものです。

2 5年間のプランの検証

- ・「くしろ男女平等参画プラン」（2018～2027年度）に基づく各施策の推進状況については、令和4年度の各種事業実績とその事業評価の報告によると、A評価の事業は全体の85.7%、B評価が13.7%、C評価は0.5%で、概ね計画どおり実施されていました。また、市の審議会等委員の女性登用については、4割達成を目標として取り組んでいますが、令和4年度は36.7%と、目標には及ばない結果となっています。
- ・令和4年度に実施した「男女平等に関する市民意識・実態調査」の結果では、学校教育、地域活動の場を除き、家庭、職場、政治、社会全体などで「男性の方が優遇」とする回答

が50%を超える高い割合となり、男性優遇の状況は依然として続いていることがわかりました。また、「男は仕事、女は家庭」という役割分担の考え方に反対する人の割合は、前回の釧路市調査（平成24年度実施）よりも増加しており、性別役割分担意識については、少しずつ解消されていることがわかります。

- ・これら意識調査の結果や、現行の「くしろ男女平等参画プラン」の5年間の成果・課題を踏まえつつ、国や北海道の動きを勘案しながら、引き続き男女平等参画の意識づくりを進めていきます。

3 プランの位置づけ

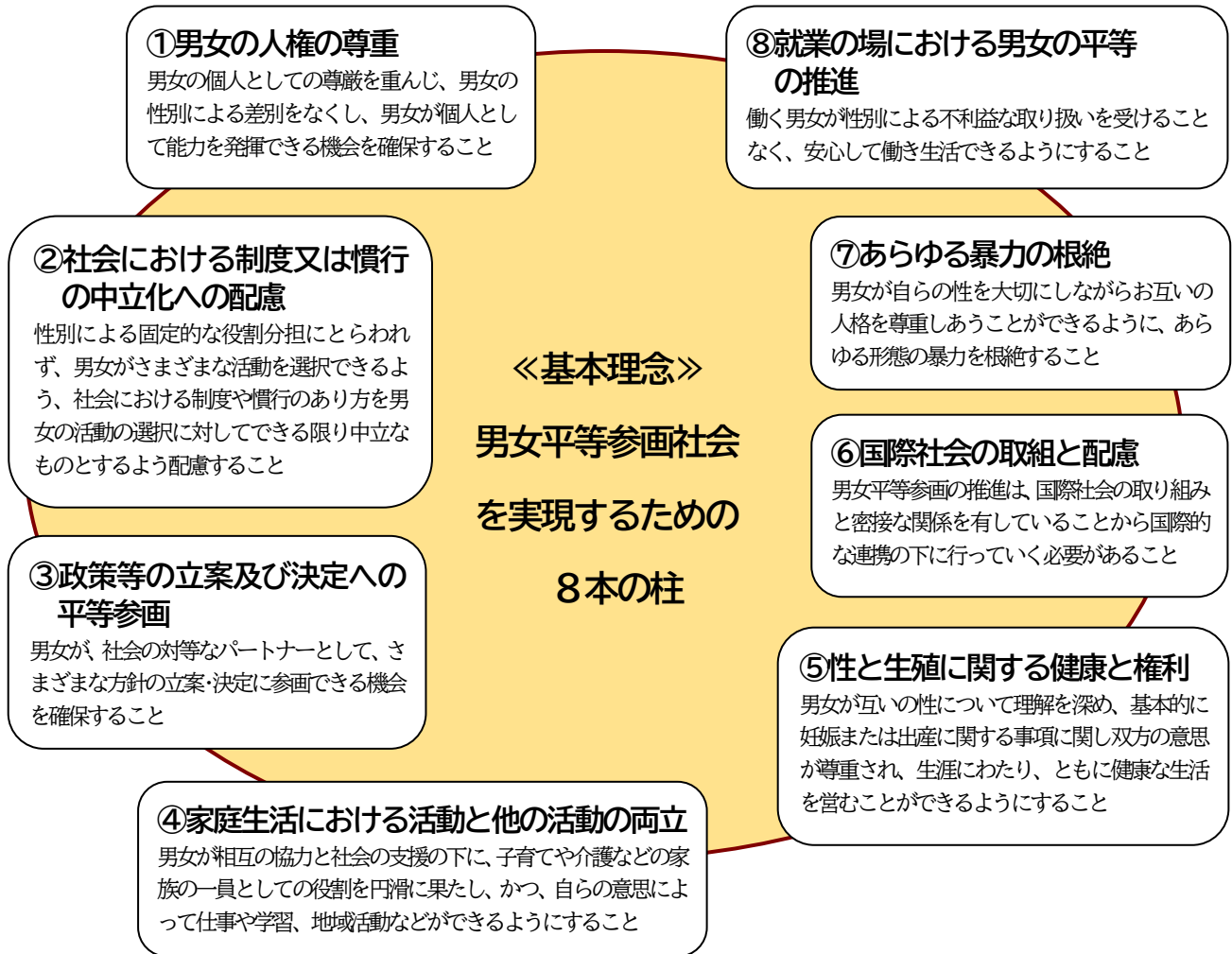
- 1 釧路市男女平等参画推進条例第10条の規定に基づき、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した基本計画です。
- 2 「くしろ男女平等参画プラン（2018～2027年度）」の中間見直しをした計画です。
- 3 国の「第5次男女共同参画基本計画」及び「北海道男女平等参画推進条例・同基本計画」の趣旨を踏まえて策定しています。
- 4 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく、市町村推進計画として位置づけています。
- 5 釧路市まちづくり基本構想の個別の計画に位置づけるとともに、釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略をはじめ本市の各種計画との整合性を図り策定しています。

4 計画期間

この改定プランの計画期間は、現行プランの残りの期間とし、2024年度から2027年度（令和6～9年度）までの4年間とします。

5 プランの基本理念と基本目標

釧路市男女平等参画推進条例においては、男女平等参画を推進するため、次の8つの基本理念を定めています。



これらの基本理念を踏まえて、くしろ男女平等参画プラン（2024～2027年度）では、4つの基本目標を設定し、その目標に沿って施策を進めます。

基本目標

- I 男女の人権の尊重
- II 男女が共に働くための環境づくり
- III あらゆる分野への男女平等参画の推進
- IV 多様なライフスタイルを可能にする環境整備

6 プランの体系

	〈基本目標〉	〈基本方向〉	〈施策の方向〉
ともに創りあげる社会をめざして	I 男女の人権の尊重	1 男女の人権についての認識浸透	(1) 多様な機会を通しての広報・啓発 (2) 調査活動及び情報の収集・提供 (3) メディアにおける男女の人権への配慮
		2 男女平等の視点に基づく教育・学習の推進	(1) 学校における男女平等を進める教育・学習の推進 (2) 家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進
		3 男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶	(1) 配偶者等に対する暴力を許さない社会の意識醸成 (2) 配偶者等への暴力防止と被害者への支援 (3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
	II 男女が共に働くための環境づくり	1 就労の場における機会均等の推進	(1) 男女の均等な機会と待遇の確保、結果の平等確保に向けた啓発等 (2) 就労者等への支援・相談支援体制の充実 (3) 職場における男女平等意識の推進
		2 男女の仕事と家庭の両立	(1) 育児・介護休業制度等の定着促進 (2) 女性の就業機会の拡大と再就職支援 (3) 男女が共に責任を担う家庭生活の実現
		3 多様な働きかたを可能にする環境整備	(1) 男女の職業能力の開発と就業支援 (2) 多様な働き方を可能にするための情報提供 (3) 農業等自営業に従事する女性への支援
		4 女性の職業生活における活躍の推進(女性活躍推進計画)	(1) 男女が共に働きやすい環境づくりの推進 (2) ハラスメントのない職場の実現 (3) 女性のライフステージに応じた支援
	III あらゆる分野への男女平等参画の推進	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1) 審議会・委員会等への女性の参画促進 (2) 計画策定及び意思決定過程への女性の参画拡大 (3) 企業及び地域活動組織等への女性の参画拡大
		2 家庭・地域社会における男女平等参画の推進	(1) 地域社会における男女平等参画に関する学習の推進 (2) 家庭・地域における男女平等参画促進 (3) 男女平等参画に関する市民への意識啓発、団体活動等への支援 (4) 防災分野における男女平等参画の促進 (5) 国際的視野に立った男女平等参画の推進
	IV 多様なライフスタイルを可能にする環境整備	1 相談・支援体制の充実	(1) 相談窓口体制の充実 (2) 支援機能の充実
		2 安心して暮らせる環境の整備	(1) 高齢者福祉の充実及び社会参加促進 (2) 障がい者の自立した生活の支援 (3) 困難な状況におかれているすべての人が尊重される社会の実現に向けた環境づくりの推進 (4) 多様性を尊重する意識の浸透 (5) 社会全体での子育て支援
		3 生涯学習の推進	(1) 多様な選択を可能にする学習機会の充実 (2) 生涯学習関連施設の充実及び情報の提供
		4 生涯にわたる男女の健康支援	(1) 妊娠・出産・育児期における女性と子どもの健康支援 (2) 男女平等の視点に立った性教育の促進 (3) 成人期・高齢期における健康づくり支援 (4) 保健・医療体制の充実

● 成果目標

項目	目標値	現状値	プラン該当部分
事業所従業者数の女性従業者の割合	50%	(R3 実績) 45.3%	基本目標Ⅱ 1 就労の場における機会均等の推進 (1) 男女の均等な機会と待遇の確保、結果の平等確保に向けた啓発等
市の男性職員の育児休業取得率	30%以上	(R4 実績) 21.6%	基本目標Ⅱ 2 男女の仕事と家庭の両立 (1) 育児・介護休業制度等の定着促進 基本目標Ⅱ 4 女性の職業生活における活躍の推進 (1) 男女が共に働きやすい環境づくりの推進
市の男性職員の出産休暇と育児参加休暇の合計取得日数5日以上	100%	(R4 実績) 63.5%	基本目標Ⅱ 2 男女の仕事と家庭の両立 (1) 育児・介護休業制度等の定着促進 基本目標Ⅱ 4 女性の職業生活における活躍の推進 (1) 男女が共に働きやすい環境づくりの推進
子育て支援拠点センターの延べ利用者数	4万人以上の維持	(R4 実績) 26,450人	基本目標Ⅱ 2 男女の仕事と家庭の両立 (3) 男女が共に責任を担う家庭生活の実現 基本目標Ⅱ 4 女性の職業生活における活躍の推進 (1) 男女が共に働きやすい環境づくりの推進 基本目標Ⅳ 2 安心して暮らせる環境の整備 (5) 社会全体での子育て支援
各種審議会等委員の女性委員の割合の目標達成 (性別配慮が困難な委員を除く)	40%	(R4 実績) 36.7%	基本目標Ⅲ 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 (1) 審議会・委員会等への女性の参画促進
ファミリーサポートセンター会員数	H30 実績の 10%増 1,348人	(R4 実績) 1,160人	基本目標Ⅳ 2 安心して暮らせる環境の整備 (5) 社会全体での子育て支援
マタニティ講座を受講したことで「妊娠・出産・育児に対する不安の解消に役立った」と答えた者の割合	100%	(R4 実績) 98.4%	基本目標Ⅳ 4 生涯にわたる男女の健康支援 (1) 妊娠・出産・育児期における女性と子どもの健康支援



第 2 章

プランの内容

基本目標 I 男女の人権の尊重

基本方向1. 男女の人権についての認識浸透

男女平等参画社会の形成のためには、社会制度や慣行が、実質的に男女にどのような影響を与えるのか常に検討していく必要があります。

本市が令和4年度に実施した「男女平等に関する市民意識・実態調査」（次ページ以降では意識調査という。）では、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に賛成する人の割合は、平成24年度に実施した「男女平等に関する意識・実態調査」（次ページ以降では前回調査という。）よりも減少しており、固定的な性別役割分担意識は薄れてきているものの、「男女の地位の平等感」については、「男性の方が優遇されている」とする回答の割合が前回よりも高くなっており、特に「政治の場」では「男性優遇」とする回答が8割近くになるなど、依然として男女の地位についての不平等感が残っていることがわかりました。

性別や、社会的・文化的に作られたジェンダーにとらわれず、人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、人として保障されている法律上の権利や、権利が侵害された場合の対応等について正しい知識が得られるよう、情報の提供に努め、若い世代にも広く情報を伝えられるよう、インターネットやSNS等も用いた広報・啓発を進めます。

また、メディア業界が自主的に行っている女性の人権を尊重した表現の推進のための取組を継続、拡大するよう働きかけるとともに、女性や子どもの人権を侵害するような違法・有害な情報への対策充実を図ることも重要になります。特に、インターネット上の情報の取扱いについては若年層を含め広く啓発の必要があります。

今後も関係機関との連携を深めつつ、男女の人権尊重への理解促進に向け、意識改革を重点に置いた施策の一層の充実をめめます。

（釧路市男女平等参画推進条例）

第3条(1) 男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の性別による差別をなくし、男女が個人として能力を発揮する機会を確保すること。

第3条(2) 性別による固定的な役割分担にとらわれず、男女が様々な活動を選択できるよう、社会における制度及び慣行のあり方を、男女の活動の選択に対してできる限り中立なものとするように配慮すること。

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、差別的取扱い若しくは暴力行為等を助長し、又は連想させる表現その他の男女平等参画の推進を阻害するような表現を行わないよう努めなければならない。

第11条 市は、男女平等参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査及び研究を行うものとする。

第14条 市は、男女平等参画の基本理念に対する理解が深まるよう、社会のあらゆる分野において広報、啓発活動その他適切な措置を講ずるものとする。

【施策の方向と取組の概要】

（1）多様な機会を通しての広報・啓発

- ① 「男女共同参画週間」などさまざまな機会を通しての男女平等意識の浸透
- ② 各種講座、講演会の開催
- ③ 広報紙・ホームページ・SNS等の活用

(2) 調査活動及び情報の収集・提供

- ① 国内法等、女性に関する情報の収集・提供
- ② 関連団体との連携を通して地域への情報提供
- ③ 男女平等などに関する調査の実施

(3) メディアにおける男女の人権への配慮

- ① 女性の人権尊重、固定的性別役割分担にとらわれない表現の推進
- ② 公的広報等における性差別につながらない表現の推進

【各部関連事業】

(1) 多様な機会を通しての広報・啓発

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部
①「男女共同参画週間」などさまざまな機会を通しての男女平等意識の浸透	・ 広報紙等に情報掲載	・ 情報提供と意識啓発	総合政策部
②各種講座、講演会の開催	・ 啓発講座の開催 ・ 関連課との共催講座 ・ 啓発資料の配布	・ 講演会等の開催 ・ 市職員対象セミナー開催 ・ 女性特有の問題解決に向けた講座 ・ 「思春期ライフデザイン講座」(中学生、高校生対象) ・ 中学生対象赤ちゃんふれあい体験 ・ 生涯学習まちづくり出前講座(男女平等参画・女性活躍、ジェンダー平等) ・ 各講座、成人式、公共施設での啓発資料の配布	総合政策部 総務部 こども保健部 こども保健部 学校教育部 こども保健部 学校教育部 生涯学習部 総合政策部 総合政策部
③広報紙・ホームページ・SNS等の活用	・ 広報紙・ホームページ・SNS等に情報掲載 ・ その他資料の配布	・ 情報提供と意識啓発 ・ 男女共同参画週間記事掲載・DV防止関連記事掲載(6月・11月) ・ 国・道・関連資料	総合政策部 総合政策部 こども保健部 所管部全般

	・各種講座のPR/取材 依頼		所管部全般
--	-------------------	--	-------

(2) 調査活動及び情報の収集・提供

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部
①国内法等、女性に関する情報の収集・提供	・法改正などの情報提供	・DV・均等法・育児・介護休業法の改正時に内容の情報提供	所管部全般
	・国、道、道内各市からの情報収集・提供	・各種女性関連法整備及び関連事業に関する情報提供	総合政策部
	・広報紙等に情報掲載	・情報提供	総合政策部
	・パンフレットの配布	・情報提供	総合政策部
②関連団体との連携を通して地域への情報提供	・女性団体等を通しての資料の配布	・各団体開催事業の情報提供	総合政策部
	・庁内関連課の情報提供	・子育て・DV関連事業などの情報提供	所管部全般
③男女平等などに関する調査の実施	・市民意識調査	・男女平等に関する意識・実態調査	総合政策部
	・企業調査	・市内事業所対象	総合政策部
	・労働基本調査	・市内事業所対象	産業振興部
	・ひとり親生活実態調査	・母子・父子家庭の生活実態調査	こども保健部

(3) メディアにおける男女の人権への配慮

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部
①女性の人権尊重、固定的性別役割分担にとられない表現の推進	・有書図書販売の調査	・監視員の立ち入り調査	学校教育部
②公的広報等における性差別につながらない表現の推進	・「男女平等参画の視点からの公的広報の手続き」(道作成)に基づく表現の推進		総合政策部

基本方向2. 男女平等の視点に基づく教育・学習の推進

男女が共に自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要があり、その基礎となるのが家庭、学校、地域社会で行われる教育や学習です。

子どもたち一人一人が社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくために*キャリア教育の推進が求められており、男女平等参画の視点も持ちながら、男女を問わず生活を営むために必要となる知識や能力を身につけることなどの重要性について、理解の促進を図っていく必要があります。

意識調査で男女の地位の平等感について聞いたところ、さまざまな分野の中で「平等である」との回答割合が最も高かったのは「学校教育の場」で、約30%という結果となりましたが、前回調査の約40%よりも減少しており、今後も、男女とも一人ひとりが思いやりと自立の意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ることが必要です。

また、教育全体を通し男女平等参画意識の浸透や相互理解を深めることが重要であり、教育に携わる者が男女平等参画の理念を理解し推進することができるよう、研修等の取組を促進させ、意識啓発を図ります。

家庭や学校、地域社会などあらゆる分野において、男女平等の視点に立ち、個人の多様な価値観などに応じた、男女平等参画意識を育てるための教育や学習機会の提供を進めます。

(釧路市男女平等参画推進条例)

第3条(1) 男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の性別による差別をなくし、男女が個人として能力を発揮する機会を確保すること。

第12条 市は、市民等の男女平等参画の推進についての理解を促進するため、学校教育、社会教育、家庭教育、地域教育等のあらゆる教育の分野において必要な措置を講ずるものとする。

*キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達(社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程)を促す教育

【施策の方向と取組の概要】

(1) 学校における男女平等を進める教育・学習の推進

- ① 学校での発達段階に応じた男女の人権尊重と男女平等を学ぶ教育推進
- ② 学校での児童・生徒の活動を通し、男女が互いに尊重し、性差(*ジェンダー)を理解する学習の促進
- ③ 学校教育に携わる教職員や関係者に対して、さまざまな機会を活用し、男女平等参画に対する正確な理解と意識啓発の促進

(2) 家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進

- ① 子どもの持つ平等観や性別役割分担意識は、家庭の教育観や生活習慣等が強く反映することを認識し、家庭教育に関する学習機会や情報提供
- ② 子どもに接するさまざまな関係者、保護者等への学習機会の提供及び意識啓発
- ③ キャリア教育の視点に立ち、年代に応じたアプローチを工夫した意識啓発

*ジェンダー	<p>女らしさ、男らしさ、といった社会的・文化的側面からみた性差のこと。これに対し、生物学的な性差をセックス（SEX）という。ジェンダーは、男と女という性別の違いから生じるのではなく、社会が求める「らしさ」の教育やしつけによって後天的に形成され、これらは、男女間の不平等、性差別、固定化した役割分担など男性優位である社会のしくみに反映されているといわれている。</p>
--------	--

【各部関連事業】

(1) 学校における男女平等を進める教育・学習の推進

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部
①学校での発達段階に応じた男女の人権尊重と男女平等を学ぶ教育推進	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生対象赤ちゃんふれあい体験 ・スクールカウンセラーの配置 ・教育相談 ・家庭教育支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・実際の赤ちゃんとお母さんの親子のふれあい ・24時間いじめカットライン ・一般教育相談（市民、教職員、保護者、児童） ・PTA等と連携した家庭教育に関する学習 	<ul style="list-style-type: none"> こども保健部 学校教育部 学校教育部 学校教育部 学校教育部
②学校での児童・生徒の活動を通し、男女が互いに尊重し、性差（ジェンダー）を理解する学習の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校における道徳教育の推進を支援 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育部
③学校教育に携わる教職員や関係者に対して、さまざまな機会を活用し、男女平等参画に対する正確な理解と意識啓発の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会等 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指導力や専門性向上のための研究会等開催 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育部 総合政策部

(2) 家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部
①子どもの持つ平等観や性別役割分担意識は、家庭の教育観や生活習慣等が強く反映することを認識し、家庭教育に関する学習機会や情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育支援事業 ・啓発講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA等と連携した家庭教育に関する学習 ・DV・児童虐待関連講座 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育部 こども保健部
②子どもに接するさまざまな関係者、保護者等への学習機会の提供及び意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭支援ガイドブック発行 ・子育て相談（子育て支援拠点センター） ・子育て相談（親子つどいのひろば） ・マタニティ講座（パートナーの参加） ・6～7か月児育児相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てのアドバイス、市の事業・制度を紹介 ・子育てに関する悩み等 ・子育てに関する悩み等 ・休日を利用して出産に向けた実技・講話 ・親の心構えや育児相談 	<ul style="list-style-type: none"> こども保健部 こども保健部 こども保健部 こども保健部 こども保健部
③キャリア教育の視点に立ち、年代に応じたアプローチを工夫した意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・年代に応じた啓発事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発事業実施 	<ul style="list-style-type: none"> 総合政策部

基本方向3. 男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

性別を問わず、暴力は重大な人権侵害であり、いかなる場合にも許されるものではありません。その予防と被害からの回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは男女平等参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

*配偶者等からの暴力（DV）や、デートDV、性暴力、*セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの被害は引き続き深刻な社会問題となっているほか、SNSなどインターネット上のコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した暴力は、交際相手からの暴力、性犯罪、売買春等、一層多様化しており、そうした暴力に対しては迅速かつ的確に対応していく必要があります。

意識調査の結果では、DV 被害を受けたことのある女性は8.3%、男性は1.9%となっており、女性の被害者が多いものの、男性も被害を受けていることがわかりました。

こうした状況を踏まえて、配偶者等からの暴力を根絶するため、暴力を容認しない社会環境の整備等、基盤づくりの強化に努め、被害者が相談しやすい体制づくりを行い、相談先の周知についても力を入れて取り組んでいきます。併せて、関係機関や団体との連携を強化するとともに、被害者支援に対しては、被害者が置かれた状況に十分配慮し、きめ細かく対応していきます。

（釧路市男女平等参画推進条例）

第3条(7) 男女が、自らの性を大切にしながら互いの人格を尊重しあうことができるよう、あらゆる形態の暴力を根絶すること。

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 性別を理由とする差別的な取扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンス
- (3) セクシュアル・ハラスメント
- (4) その他性別に起因すると認められる暴力行為等

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、差別的取扱い若しくは暴力行為等を助長し、又は連想させる表現その他の男女平等参画の推進を阻害するような表現を行わないよう努めなければならない。

*配偶者等からの暴力
(DV)

配偶者暴力防止法では、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、そのものが離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものと定義している。なお、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害についても準用することになる。

*セクシュアル・ハラスメント

「性的嫌がらせ」という意味で、一般的には「セクハラ」と略して使われる。男性が女性に対して行う場合がほとんどだが、女性から男性へ、同性間でも行われる場合がある。セクシュアル・ハラスメントの概念は、「相手方の意に反した、性的な性質の言動を行い、それに対する反応によっては仕事をする上で一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」と説明されている。

【施策の方向と取組の概要】

(1) 配偶者等に対する暴力を許さない社会の意識醸成

- ① 幅広い関係機関や関係者による連携体制の整備
- ② 「女性への暴力をなくす運動」キャンペーンを実施するなど、配偶者等に対するあらゆる暴力を許さない社会の意識醸成への啓発活動推進

(2) 配偶者等への暴力防止と被害者への支援

- ① 相談・保護・自立支援等の総合的支援を目指し、関係機関の連携強化
- ② 被害者の相談や緊急一時保護（シェルター等）などに対応するための相談担当者の研修充実

(3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

- ① 雇用・教育等の場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止対策の啓発活動推進
- ② セクシュアル・ハラスメントに対する認識と理解への啓発

【各部関連事業】

(1) 配偶者等に対する暴力を許さない社会の意識醸成

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部
①幅広い関係機関や関係者による連携体制の整備	・家庭福祉推進連絡協議会（関係機関連携事業） ・生活安全施策の推進	・ケース別協議と支援 ・相談員・関係者の研修会 ・暴力追放防犯運動団体との連携	こども保健部 市民環境部
②「女性への暴力をなくす運動」キャンペーンを実施するなど、配偶者等に対するあらゆる暴力を許さない社会の意識醸成への啓発活動推進	・広報紙等に情報掲載 ・啓発パンフレット等の配布	・情報提供と意識啓発 ・情報提供と意識啓発	総合政策部 こども保健部 こども保健部

(2) 配偶者等への暴力防止と被害者への支援

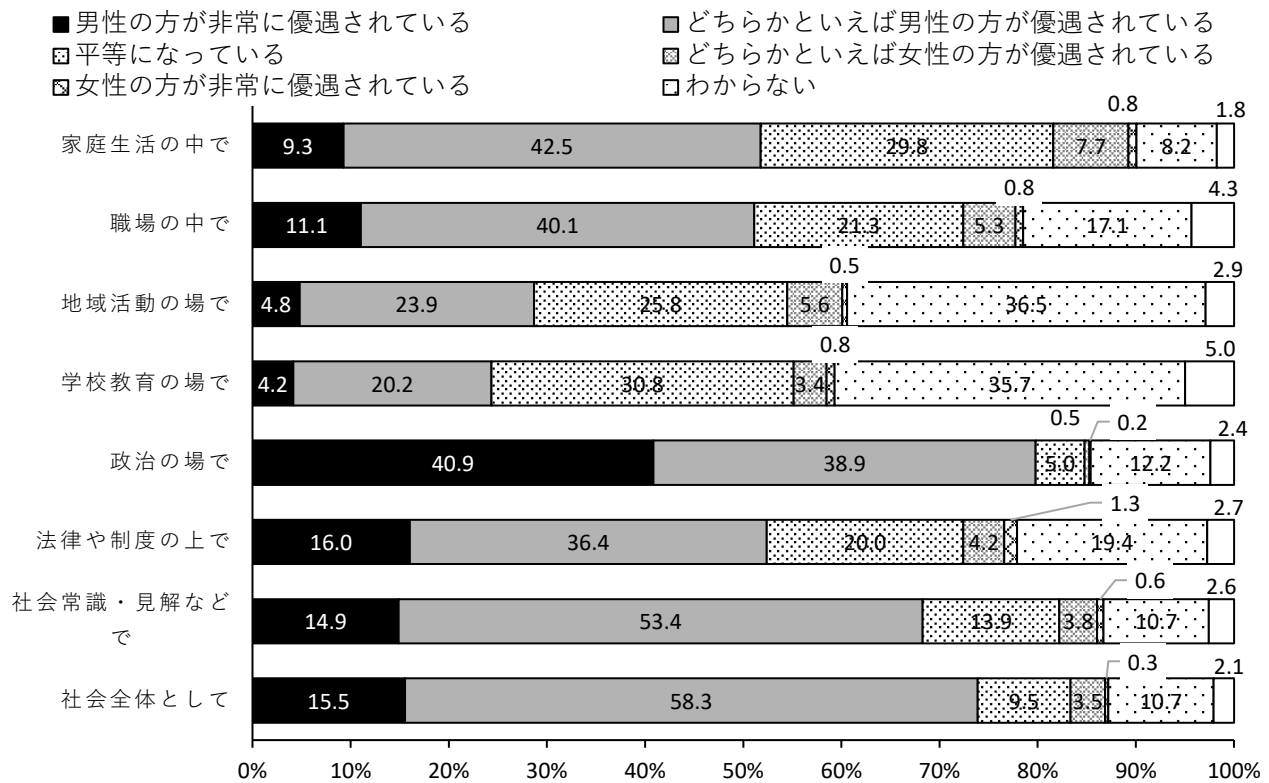
取組の概要	各事業	事業の概要	所管部
①相談・保護・自立支援等の総合的支援を目指し、関係機関の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭福祉推進連絡協議会（関係機関連携事業） ・シェルター（民間NPO）への支援 ・DV相談・支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケース別協議と支援 ・相談員・関係者の研修会 ・シェルターへの支援 ・配偶者暴力支援センターや警察、民間シェルターとの連携による被害者支援 	こども保健部 こども保健部 こども保健部
②被害者の相談や緊急一時保護（シェルター等）などに対応するための相談担当者の研修充実	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員の研修 		こども保健部

(3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部
①雇用・教育等の場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止対策の啓発活動推進	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙等に情報掲載 ・職域からの要請講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供と意識啓発 ・市内事業所対象研修会 	産業振興部 総合政策部
②セクシュアル・ハラスメントに対する認識と理解への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙等に情報掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供と意識啓発 	総合政策部

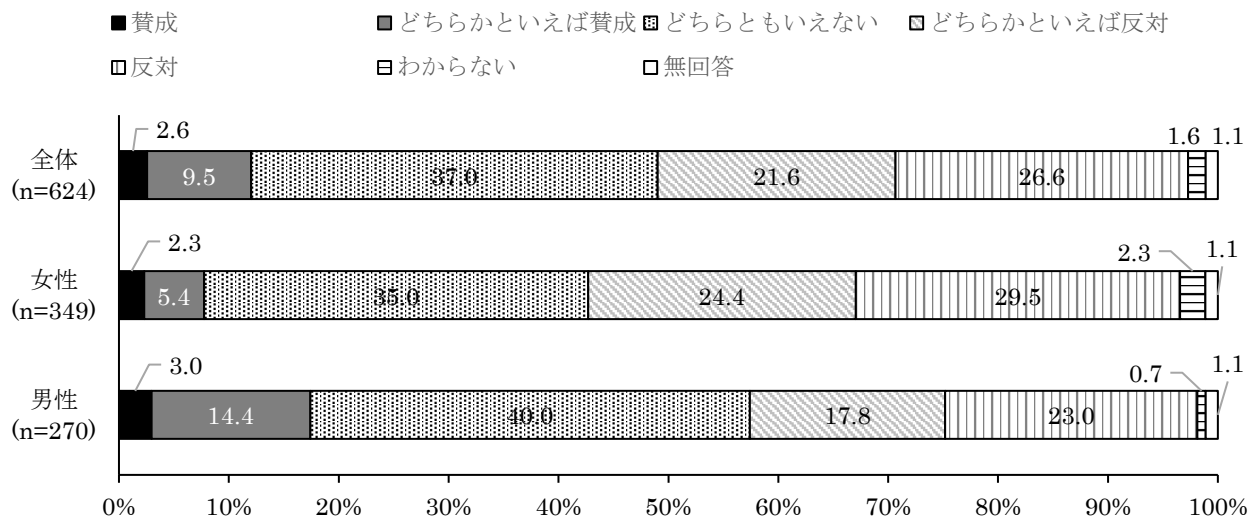
【基本目標 I に関する調査等の内容資料】

次にあげる分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。



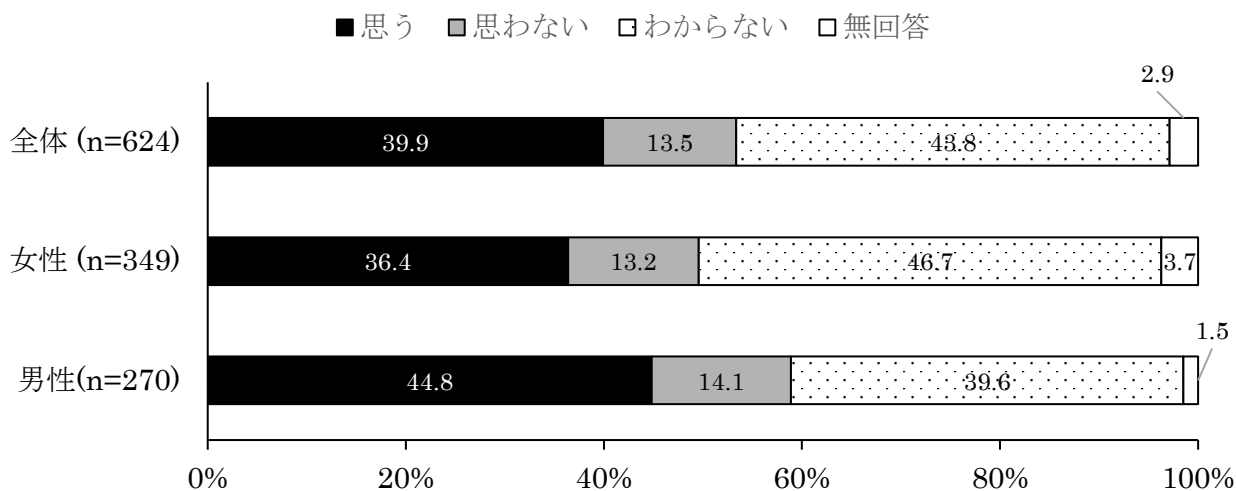
(令和4年度 釧路市男女平等に関する市民意識・実態調査より)

「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成しますか。



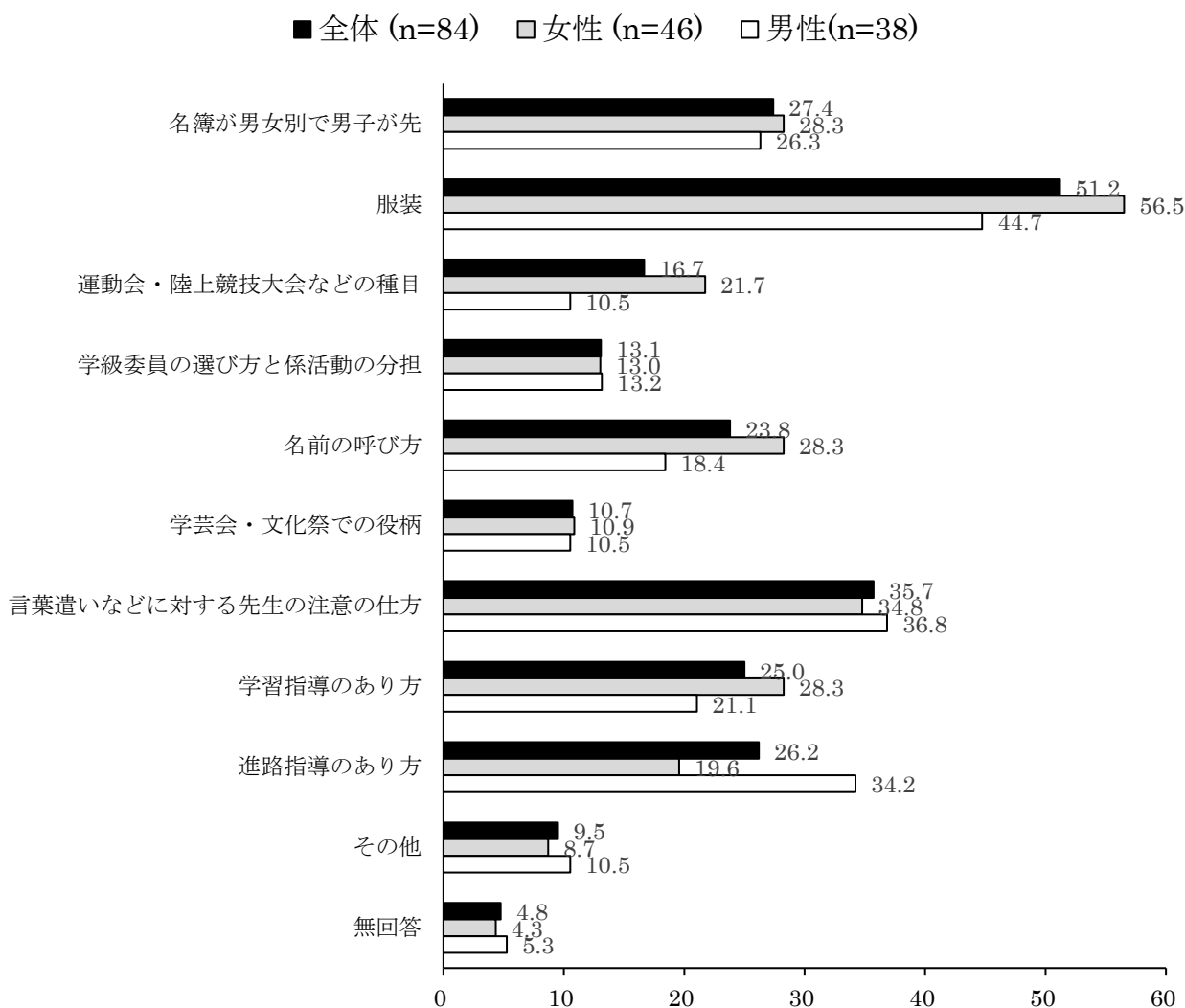
(令和4年度 釧路市男女平等に関する市民意識・実態調査より)

学校で男女が平等に教育されていると思いますか。



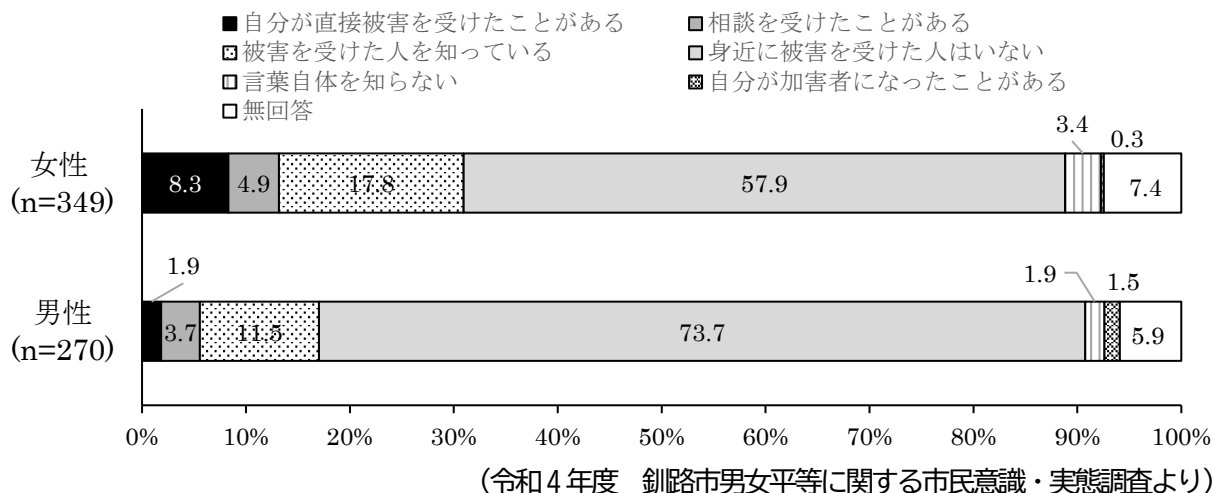
(令和4年度 釧路市男女平等に関する市民意識・実態調査より)

学校で男女が平等に教育されていないと答えた方、その理由は何ですか (複数回答)

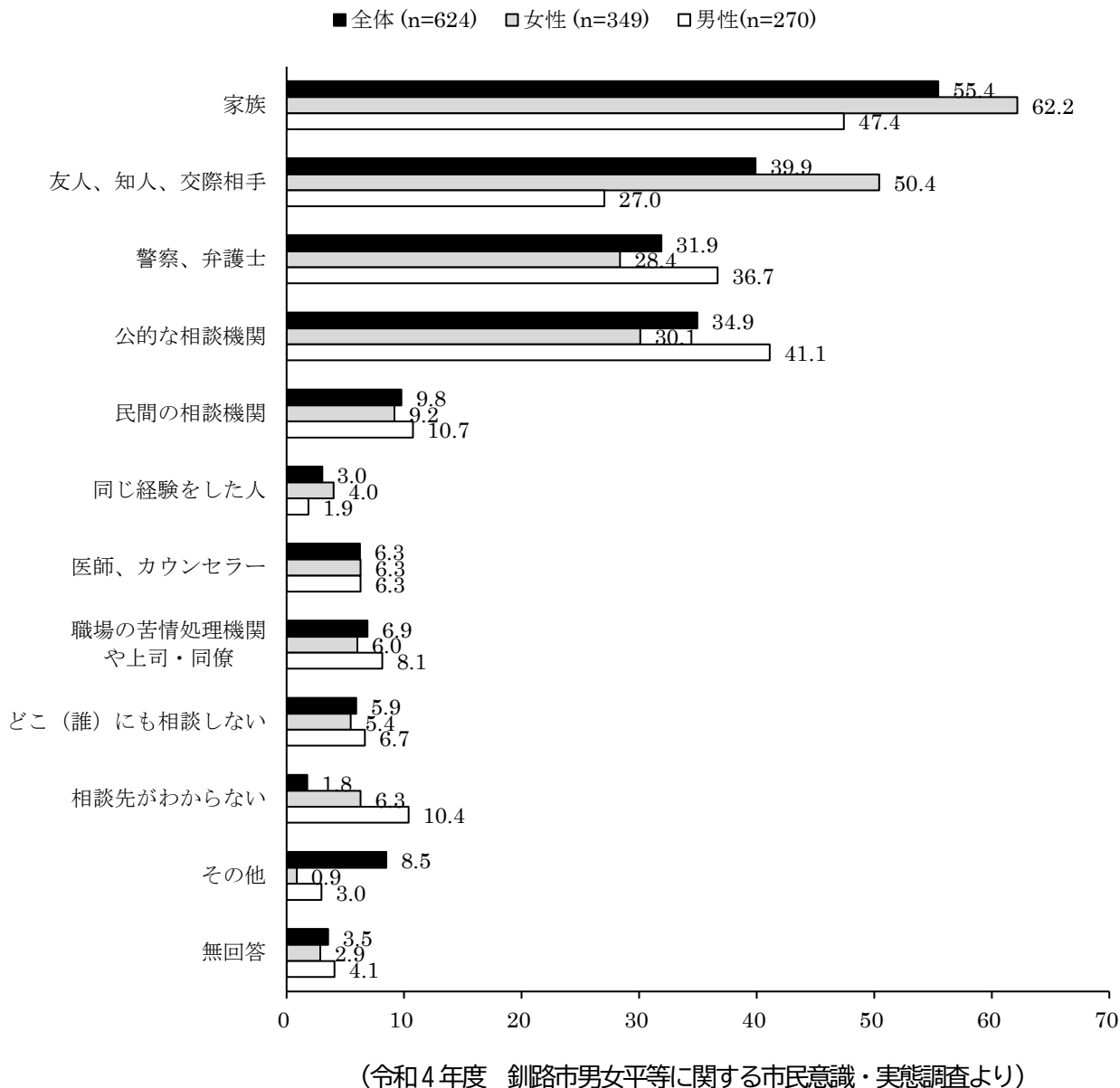


(令和4年度 釧路市男女平等に関する市民意識・実態調査より)

DV（ドメスティック・バイオレンス）を身近で見聞きしたことがありますか。



もし、ドメスティック・バイオレンス、デートDV、セクシュアル・ハラスメントの被害にあったときは、どこ（誰）に相談しますか。（複数回答）



基本目標 II 男女が共に働くための環境づくり

基本方向1. 就労の場における機会均等の推進

就業は生活の経済的基盤であり、働くことは自己実現につながるものです。また、働きたい人すべてが性別に関わりなくいきいきと働くことができる環境づくりは、*ダイバーシティの推進につながり、経済社会の持続可能な発展や企業の活性化の観点からも重要な意義を持ちます。*M字カーブ問題は解消に向かっていとされていますが、子育てや介護等を理由として、就業を希望しながら求職していない女性は多く、固定的な性別役割分担意識を背景として、そもそも就業を希望していない女性も少なくないものと考えられており、大きな損失となっています。

また、パートタイム労働等の非正規雇用は、多様なニーズに応えるという積極的な意義もある一方、男性に比べ女性の方が非正規雇用の割合が高いことが女性の貧困や男女間の待遇面の格差の一因になっているとの指摘もあるため、非正規雇用労働者の処遇改善に向けた取組が必要となります。

意識調査では、職場の中で「男性の方が優遇されていると思う」とした回答割合は5割を超えており、前回調査よりもわずかに減少しているものの、職場において男性が優位である状況は依然として続いていると考えられています。

以上を踏まえて、国や北海道、企業と連携し、関係法令や制度について情報提供し周知徹底に努めるとともに、相談体制の充実を図るなど就業環境の整備を進めていきます。

(釧路市男女平等参画推進条例)

第3条(8) 働く男女が、性別による不利益な取扱いを受けることなく、安心して働き、生活できるようにすること。

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 性別を理由とする差別的な取扱い

第18条 市は、市における人事管理及び組織運営において、基本理念にのっとり、男女が性別にとらわれることなくそれぞれの能力を発揮することができるよう必要な措置を講ずるとともに、市が出資する団体においても同様の措置が講じられるよう努めるものとする。

*ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

*M字カーブ問題

M字カーブとは、日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

【施策の方向と取組の概要】

(1) 男女の均等な機会と待遇の確保、結果の平等確保に向けた啓発等

- ① 事業主及び労働者等へ雇用機会均等法などの周知と啓発活動の推進
- ② 企業における女性の職域拡大や管理職登用等、男女間格差是正の推進
- ③ 女性の雇用継続の促進

(2) 就労者等への支援・相談支援体制の充実

- ① 非正規雇用労働者等に関する雇用の相談・支援
- ② 非正規雇用労働者等に係る労働法の周知や関連する情報の提供

(3) 職場における男女平等意識の推進

- ① 職場における固定的な性別役割分担意識の是正
- ② 男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくり

【各部関連事業】

(1) 男女の均等な機会と待遇の確保、結果の平等確保に向けた啓発等

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部
①事業主及び労働者等へ雇用機会均等法などの周知と啓発活動の推進	・ 広報紙等に情報掲載	・ 情報提供と意識啓発	総合政策部
	・ 均等法説明会	・ 情報提供と意識啓発	産業振興部
②企業における女性の職域拡大や管理職登用等、男女間格差是正の推進	・ 市民意識調査と報告	・ 情報提供と意識啓発	総合政策部
	・ 雇用労働相談員設置	・ 雇用労働相談所で労働相談実施	産業振興部
	・ 労働基本調査	・ 市内事業所対象	産業振興部
③女性の雇用継続の促進	・ 広報紙等に情報掲載	・ 情報提供と意識啓発	総合政策部

(2) 就労者等への支援・相談支援体制の充実

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部
①非正規雇用労働者等に関する雇用の相談・支援	・雇用労働相談員設置	・雇用労働相談所で労働相談実施	産業振興部
②非正規雇用労働者等に関係する労働法の周知や関連する情報の提供	・広報紙等に情報掲載 ・関係機関・関係課連携	・情報提供と制度周知 ・情報提供と意識啓発	総合政策部 産業振興部

(3) 職場における男女平等意識の推進

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部
①職場における固定的な性別役割分担意識の是正	・広報紙等に情報掲載	・情報提供と意識啓発	総合政策部
②男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくり	・広報紙等に情報掲載	・情報提供と意識啓発	総合政策部

基本方向2. 男女の仕事と家庭の両立

働く女性が増加し、M字カーブ問題は解消に向かっているとされているものの、依然として育児や介護等を理由に、就業を希望していても求職しない女性が多いとされています。女性も男性も、働きたい人すべてが、仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、多様で柔軟な働き方等を通じた「*仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）」がますます重要となっています。企業がワーク・ライフ・バランスを推進することができるよう、効率的な働き方や妊娠・出産・育児期における職場での配慮のあり方、年次有給休暇の取得促進等に関して、好事例を紹介するなど、情報提供に努めます。

また、意識調査では、共働き家庭では家事を「夫婦が平等に」担っている割合がそうでない家庭よりも高くなっていましたが、共働きであるなしにかかわらず女性が主に家事を担っている状況は続いており、パートナーである男性に向けては、子育て・介護等に関する必要な情報を発信したり意識啓発を行うことで、育児・介護休業の利用促進に繋げるなどして、男女が共に暮らしやすい環境づくりを推進していきます。

（釧路市男女平等参画推進条例）

第3条(4) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護等の家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、自らの意思によって仕事、学習、地域活動等ができるようにすること。

第3条(8) 働く男女が、性別による不利益な取扱いを受けることなく、安心して働き、生活できるようにすること。

第6条の1 事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女平等参画を積極的に推進するとともに、当該事業活動と家庭生活を含むその他の活動を両立して行うことができる事業環境を整備するよう努めなければならない。

*仕事と家庭の調和
（ワーク・ライフ・バランス）

「仕事と私生活の両立」を意味する。やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させながら個人の能力を最大限に発揮できるように支援する考え方や施策のこと。
仕事優先から仕事と生活のバランスがとれる働き方や生き方への展開が急速に求められるようになってきている。

【施策の方向と取組の概要】

（1）育児・介護休業制度等の定着促進

- ① 働き方の見直しを進め、男性の育児・介護休暇の取得促進
- ② 男性の家事・育児・介護への参画についての社会的気運の醸成促進
- ③ 育児・介護休業法など各種休暇制度等の周知・啓発

（2）女性の就業機会の拡大と再就職支援

- ① 女性の職域拡大や職業能力の向上のために必要な情報の提供
- ② 女性の再就職を支援するための研修等の情報提供

(3) 男女が共に責任を担う家庭生活の実現

- ① 男性の家事・育児・介護への参画促進に向けた各種啓発
- ② 男女平等観に基づく子育てなど家庭教育に関する学習機会や情報の提供
- ③ ワーク・ライフ・バランス意識の啓発
- ④ 家事・子育て支援の促進

【各部関連事業】

(1) 育児・介護休業制度等の定着促進

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部
①働き方の見直しを進め、男性の育児・介護休暇の取得促進	・市職員の育児休業等取得促進	・啓発PR紙の発行 ・リーフレット配布	総務部
②男性の家事・育児・介護への参画についての社会的気運の醸成促進	・広報紙等に情報掲載	・情報提供と意識啓発	総合政策部
③育児・介護休業法など各種休暇制度等の周知・啓発	・男女雇用機会均等法（育児・介護休暇制度活用）の周知	・情報提供と意識啓発	産業振興部 総合政策部

(2) 女性の就業機会の拡大と再就職支援

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部
①女性の職域拡大や職業能力の向上のために必要な情報の提供	・関係機関等との連携	・情報提供	産業振興部 総合政策部
②女性の再就職を支援するための研修等の情報提供	・女性スキルアップ再就職支援	・国、道、他団体等との連携	産業振興部 総合政策部
	・広報紙等に情報掲載	・情報提供と意識啓発	産業振興部 総合政策部

(3) 男女が共に責任を担う家庭生活の実現

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部
①男性の家事・育児・介護への参画促進にむけた各種啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもチャレンジ ・マタニティ講座 ・くしろ家のパパご飯レシピコンテスト 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者と参加する講座 ・パートナーも一緒に参加（講話と実践） ・父親の家事参加への啓発（男女平等参画センター） 	生涯学習部 こども保健部 総合政策部
②男女平等観に基づく子育てなど家庭教育に関する学習機会や情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA等と連携した家庭教育に関する学習 	学校教育部
③ワーク・ライフ・バランス意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・講座、セミナー等開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供と意識啓発 	総合政策部
④家事・子育て支援の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業 ・地域子育て力推進事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・親子・家庭・地域社会の関わりをつくり子育て支援 ・「せわずき・せわやき隊」による子育て家庭の応援 	こども保健部 こども保健部

基本方向3. 多様な働きかたを可能にする環境整備

多様な生き方や働き方がある中で、職業生活においても各人の選択において能力を十分に発揮できることが必要であり、女性の参画が少ない業界における就業の支援も必要とされています。

子育て等の理由で仕事から一定期間離れた後に再度働きたいと考える女性への再就職の支援や、デジタル知識を含む、就労に必要なスキルの習得支援等を通じて、女性の潜在的な労働力を生かしていくことが重要です。

少子高齢化等により育児・介護と仕事を両立するニーズが高まる中、一人一人の事情に応じて多様で柔軟な働き方が可能になるよう、起業などの雇用によらない働き方についても、安心して選択できる環境整備のため、情報やノウハウを学ぶ機会の提供など、国や北海道を始めとした関係機関と連携のもと支援に努めます。

農林水産業・商工業などの自営業における家族従業者の実態を踏まえ、女性が家族従業者として果たしている役割が適切に評価され、過重な負担を負うことがないよう、働きやすい作業環境の整備や就業支援を進めるとともに、育児・介護等に関わる男女の負担の軽減等を図る必要があります。また、農山漁村の一部でいまだ根絶されていない固定的な性別役割分担の意識等による行動様式を是正し、あらゆる場における意識と行動の変革を促進しなくてはなりません。あわせて、女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるようにするため、*家族経営協定の普及や有効な活用を含め、女性の経営上の位置づけの明確化や経済的地位の向上のために必要な取組の推進に努めます。

(釧路市男女平等参画推進条例)

第3条(3) 男女が、社会の対等なパートナーとして、様々な方針の立案及び決定に参画する機会を確保すること。

第3条(8) 働く男女が、性別による不利益な取扱いを受けることなく、安心して働き、生活できるようにすること。

第6条の1 事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女平等参画を積極的に推進するとともに、当該事業活動と家庭生活を含むその他の活動を両立して行うことができる事業環境を整備するよう努めなければならない。

*家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようするためには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要。家族経営協定は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものである。

【施策の方向と取組の概要】

(1) 男女の職業能力の開発と就業支援

- ① 個々の職業能力を高めるための自己啓発に関する情報提供等の支援
- ② 情報通信機器を活用した働き方への相談・支援

(2) 多様な働き方を可能にするための情報提供

- ① 起業を目指す女性への必要な知識や手法、学習機会に関する情報提供
- ② 関係機関との連携等による相談・支援
- ③ 長時間労働慣行の是正
- ④ 多様な働き方を選択できる環境整備

(3) 農業等自営業に従事する女性への支援

- ① 自営業に従事する女性の役割の正当評価と、経営や生活などあらゆる場における男女平等参画の促進
- ② 女性が生産や経営の重要な担い手として、必要な経営管理能力の向上や技術習得等に向けた研修機会や情報提供を促進
- ③ 女性が働きやすく活動しやすい環境整備の推進

【各部関連事業】

(1) 男女の職業能力の開発と就業支援

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部
①個々の職業能力を高めるための自己啓発に関する情報提供等の支援	・再就職セミナー	・国、道、他団体等との連携	産業振興部 総合政策部
②情報通信機器を活用した働き方への相談・支援	・講習会等の開催情報提供	・道、他団体等との連携	産業振興部

(2) 多様な働き方を可能にするための情報提供

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部
①起業を目指す女性への必要な知識や手法、学習機会に関する情報提供	・各種講座の開催情報の提供	・情報誌、ホームページ等	産業振興部
②関係機関との連携等による相談・支援	・実務研修セミナー	・道、産業支援機関と連携 (人材育成事業)	産業振興部
③長時間労働慣行の是正	・講座、セミナー等開催 ・特定事業主行動計画に基づく取組(市役所)	・情報提供と意識啓発 ・市職員向け通信の発行	総合政策部 総務部
④多様な働き方を選択できる環境整備	・講座、セミナー等開催	・情報提供と意識啓発 ・法及び各種制度の周知	総合政策部

(3) 農業等自営業に従事する女性への支援

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部
①自営業に従事する女性の役割の正当評価と、経営や生活などあらゆる場における男女平等参画の促進	・家族従事者の実態把握 ・啓発、情報提供	・組合等他団体との連携 ・組合等他団体との連携	総合政策部 産業振興部 水産港湾空港部 総合政策部 産業振興部 水産港湾空港部
②女性が生産や経営の重要な担い手として、必要な経営管理能力の向上や技術習得等に向けた研修機会や情報提供を促進	・農業の担い手の育成	・研修会の開催	産業振興部
③女性が働きやすく活動しやすい環境整備の推進	・酪農ヘルパー事業への支援	・農休日普及の推進	産業振興部

基本方向4. 女性の職業生活における活躍の推進(女性活躍推進計画)

就業を希望しているものの育児・介護等を理由に働いていない女性は多く、出産・育児等による離職後の再就職では、非正規雇用者となることが多くなっています。働くことを望む女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう社会全体として取り組んでいくため、平成28年には*「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が施行されています。

意識調査の「今の社会は女性が働きやすい状態(環境)にあるか」の設問に対して「女性が働きやすい」と回答した男性は約6割でしたが、女性では約4割と、男女間での意識には大きな差がみられています。職場における固定的な性別役割分担意識は、セクシャルハラスメント、妊娠・出産・育児休業取得等を理由とする不利益等、さまざまな女性に対するハラスメントの背景にもなりやすいことから、意識を改革するための取組が必要です。

市も事業主として女性職員が能力を十分発揮し、活躍できる職場づくりを目指すとともに、市内企業の事業主が取組を円滑かつ効果的に実施できるよう、必要な支援や情報提供に努め、職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境整備等の取組の推進に努めます。

(釧路市男女平等参画推進条例)

第3条(4) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護等の家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、自らの意思によって仕事、学習、地域活動等ができるようにすること。

第3条(8) 働く男女が、性別による不利益な取扱いを受けることなく、安心して働き、生活できるようにすること。

第6条の1 事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女平等参画を積極的に推進するとともに、当該事業活動と家庭生活を含むその他の活動を両立して行うことができる事業環境を整備するよう努めなければならない。

*女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
(女性活躍推進法)

近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

【施策の方向と取組の概要】

(1) 男女が共に働きやすい環境づくりの推進

- ① 長時間労働慣行の是正(再掲)
- ② 多様な働き方を選択できる環境整備(再掲)
- ③ ワーク・ライフ・バランス意識の啓発(再掲)
- ④ 役員・管理職への女性登用
- ⑤ 家事・子育て支援の促進(再掲)

(2) ハラスメントのない職場の実現

- ① 妊娠・出産等による解雇等の防止
- ② 相談体制の充実
- ③ 職場研修等による意識啓発の推進

(3) 女性のライフステージに応じた支援

- ① 働きたい女性の就労支援とスキルアップへの支援
- ② 女性の雇用継続の促進（再掲）
- ③ 女性の再就職を支援するための研修等の情報提供（再掲）
- ④ 起業を志望する女性への支援

【各部関連事業】

(1) 男女が共に働きやすい環境づくりの推進

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部
①長時間労働慣行の是正（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講座、セミナー等開催 ・ 特定事業主行動計画に基づく取組（市役所） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供と意識啓発 ・ 市職員向け通信の発行 	総合政策部 総務部
②多様な働き方を選択できる環境整備（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講座、セミナー等開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供と意識啓発 ・ 法及び各種制度の周知 	総合政策部
③ワーク・ライフ・バランス意識の啓発（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講座、セミナー等開催 ・ 特定事業主行動計画に基づく取組（市役所） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供と意識啓発 ・ 市職員向け通信の発行 	総合政策部 総務部
④役員・管理職への女性登用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業への働きかけ ・ 特定事業主行動計画に基づく取組（市役所） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供 ・ 市職員研修等の実施 	総合政策部 総務部
⑤家事・子育て支援の促進（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域子育て支援拠点事業 ・ 地域子育て力推進事業 ・ 特定事業主行動計画に基づく取組（市役所） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域社会の関わりをつくり子育て支援 ・ せわすき・せわやき隊 ・ 市職員の各種両立支援制度の活用促進 	こども保健部 こども保健部 総務部

(2) ハラスメントのない職場の実現

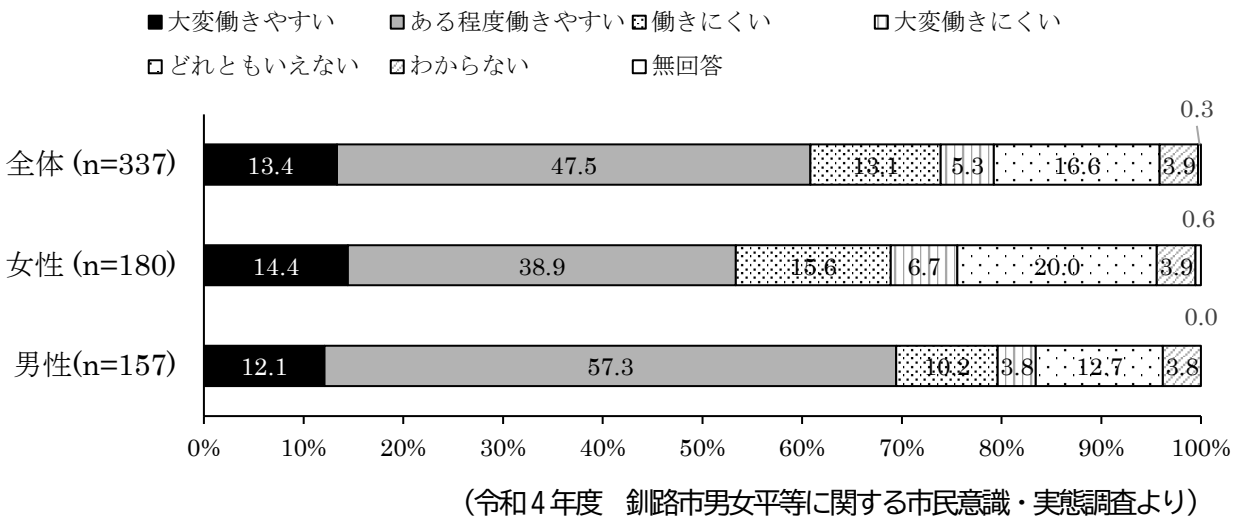
取組の概要	各事業	事業の概要	所管部
①妊娠・出産等による解雇等の防止	・企業への働きかけ	・情報提供と意識啓発	総合政策部
②相談体制の充実	・雇用労働相談員設置	・雇用労働相談所で相談実施	産業振興部
③職場研修等による意識啓発の推進	・広報紙等に情報掲載 ・特定事業主行動計画に基づく取組（市役所）	・情報提供と意識啓発 ・市職員研修等の実施	総合政策部 総務部

(3) 女性のライフステージに応じた支援

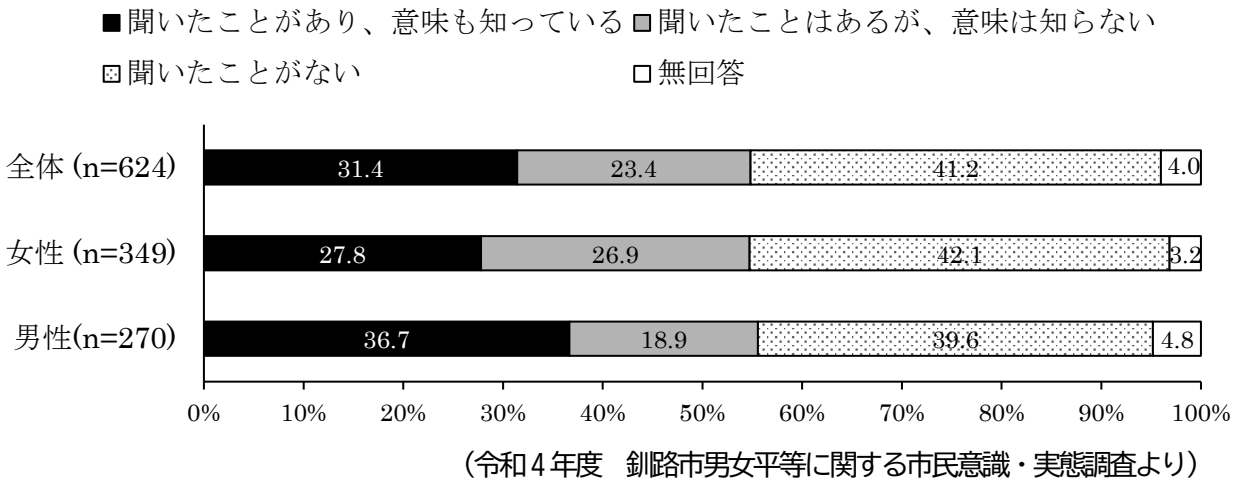
取組の概要	各事業	事業の概要	所管部
①働きたい女性の就労支援とスキルアップへの支援	・女性就労困難者就労支援	・中間的就労や軽作業の体験	産業振興部
②女性の雇用継続の促進（再掲）	・広報紙等に情報掲載 ・特定事業主行動計画に基づく取組（市役所）	・情報提供と意識啓発 ・市職員の各種両立支援制度の活用促進	総合政策部 総務部
③女性の再就職を支援するための研修等の情報提供（再掲）	・女性スキルアップ再就職支援 ・広報紙等に情報掲載	・国、道、他団体等との連携 ・情報提供と意識啓発	産業振興部 総合政策部 産業振興部 総合政策部
④起業を志望する女性への支援	・女性の創業チャレンジ支援 ・女性の創業に係るセミナー等の開催	・創業事例紹介や支援制度の説明 ・セミナーの開催	産業振興部 総合政策部

【基本目標Ⅱに関する調査等の内容資料】

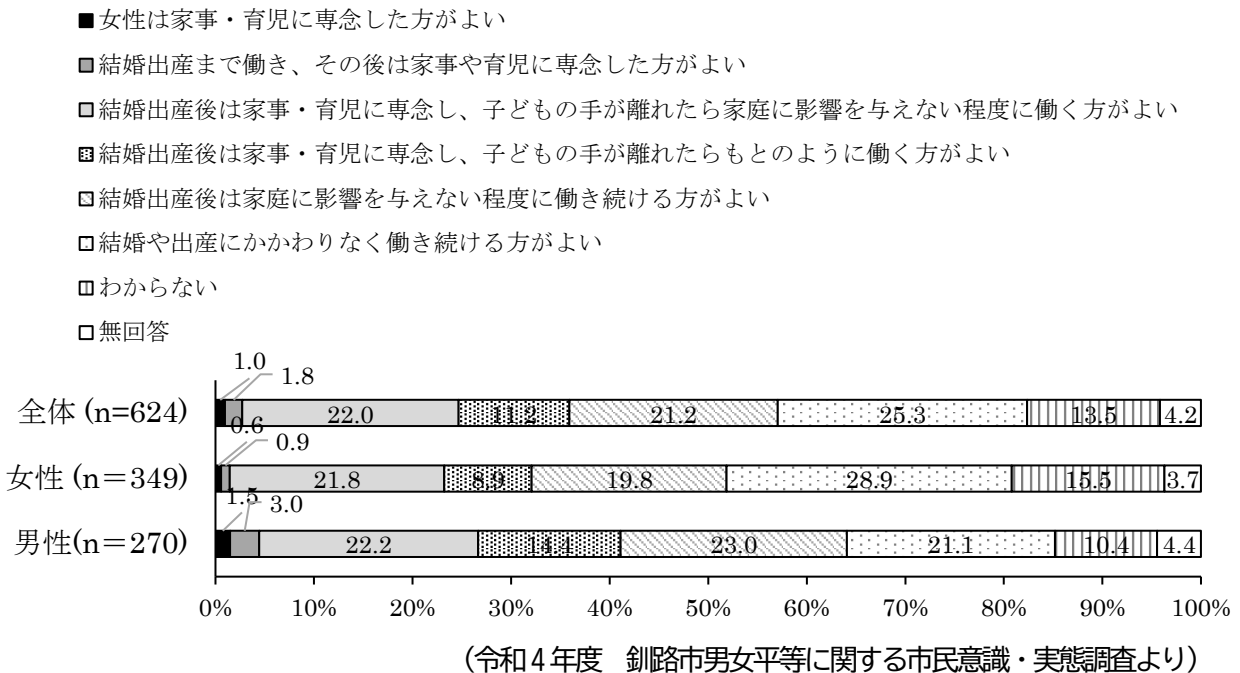
働いている方に聞きました。今の社会は女性が働きやすい状態（環境）にあると思いますか。



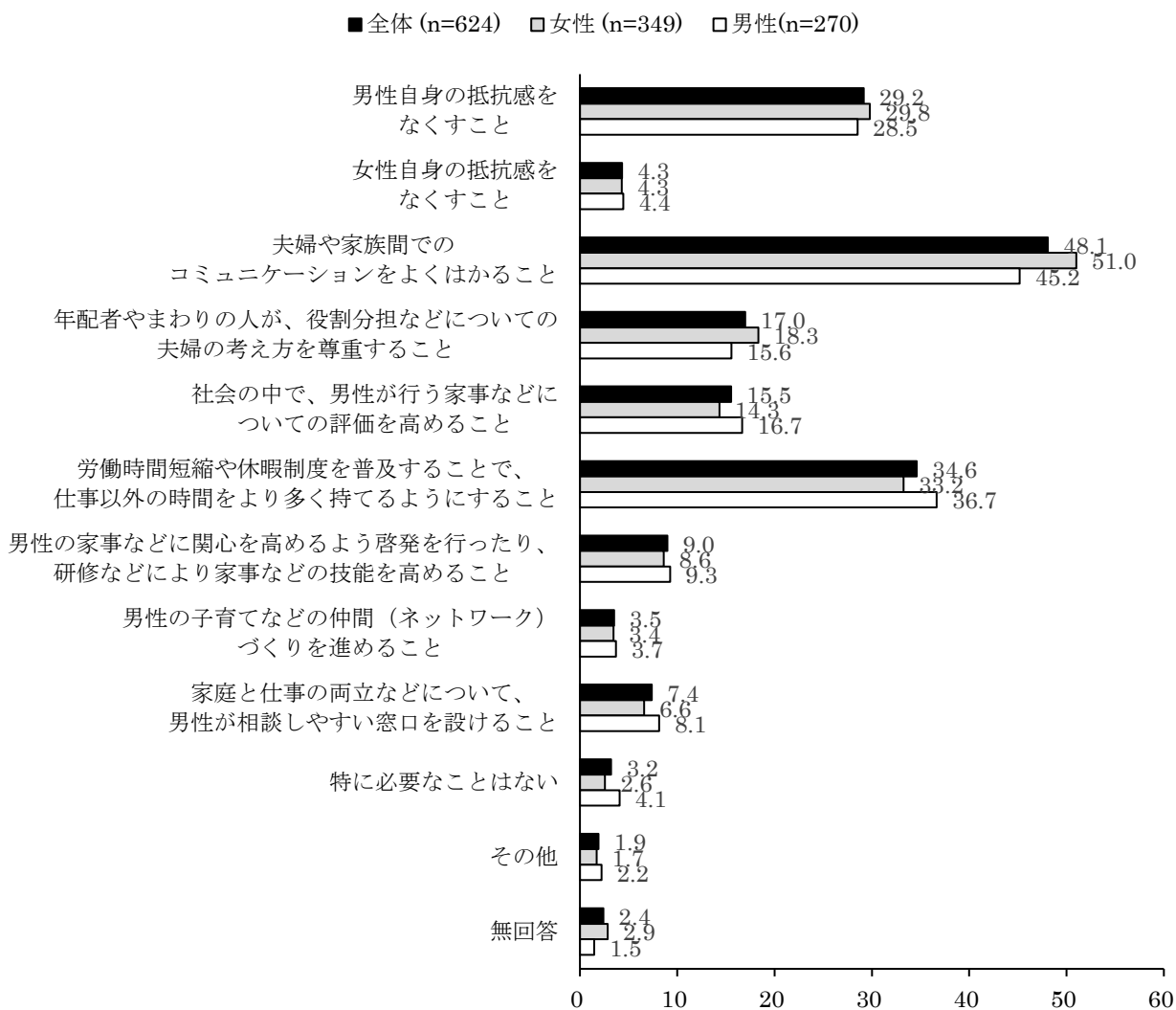
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）という言葉を知っていますか。



女性が社会に出て働くことと家庭との関係についてどのように考えていますか。

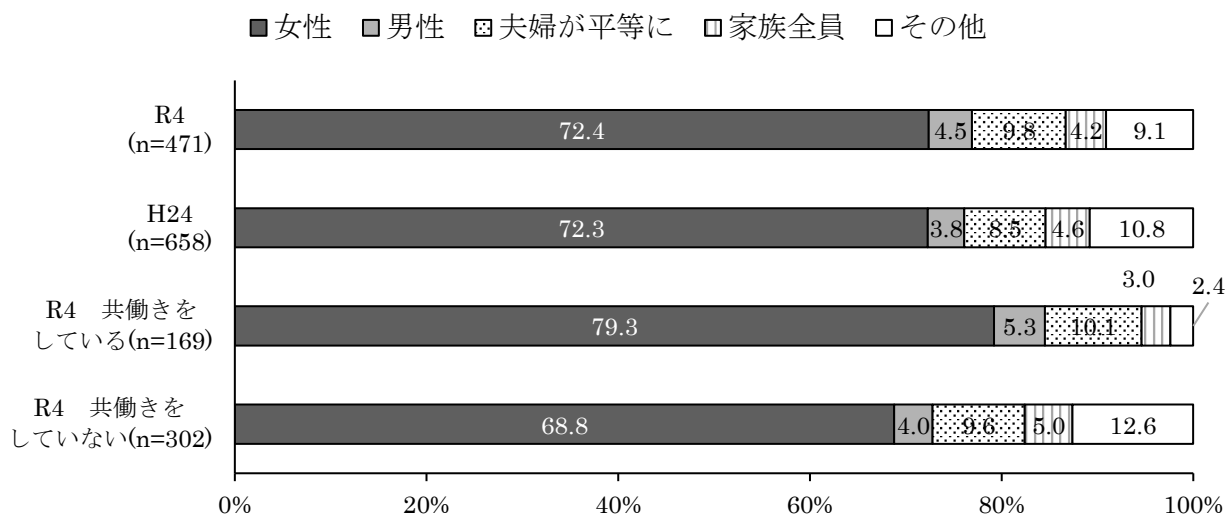


男性が女性とともに、家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答）



(令和4年度 釧路市男女平等に関する市民意識・実態調査より)

あなたの家庭では「炊事」は主にどなたが行っていますか。



(令和4年度 釧路市男女平等に関する市民意識・実態調査より)

基本目標 Ⅲ あらゆる分野への男女平等参画の推進

基本方向1. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

政治や経済、社会など多くの分野で女性の活躍が進むことは、全ての人が心豊かにいきいきと暮らすことのできる社会の実現につながるものです。

国では、「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度になるよう目指して取り組みを進める」とし、女性の参画が遅れている政治や経済分野について女性の参画拡大を進めていくとしています。

市を始めとして、企業、団体等の社会の様々な分野で、政策・方針決定の場へ女性が参画し、女性の意見が反映されることが重要で、市においては、審議会等委員の女性登用については4割達成を目標として取り組んでいます。令和4年度の女性登用率は36.7%となり、目標値には達していないため、引き続き女性の登用を拡大するための環境整備に努めます。

(釧路市男女平等参画推進条例)

第3条(1) 男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の性別による差別をなくし、男女が個人として能力を発揮する機会を確保すること。

第3条(2) 性別による固定的な役割分担にとらわれず、男女が様々な活動を選択できるよう、社会における制度及び慣行のあり方を、男女の活動の選択に対してできる限り中立なものとするように配慮すること。

第3条(3) 男女が、社会の対等なパートナーとして、様々な方針の立案及び決定に参画する機会を確保すること。

第19条 市長その他の執行機関は、附属機関等として設置する審議会等の委員を任命し、または委嘱するとき、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の4割未満とならないよう努めるものとする。

【施策の方向と取組の概要】

(1) 審議会・委員会等への女性の参画促進

- ① 各種審議会等委員の公募拡大を促進し、活性化を図るとともに女性委員の登用割合4割を達成する
- ② 女性の行政に対する関心向上を図るため、学習機会の提供に努める

(2) 計画策定及び意思決定過程への女性の参画拡大

- ① まちづくり等さまざまな分野における意思決定過程への女性の参画拡大

(3) 企業及び地域活動組織等への女性の参画拡大

- ① 企業における女性の参画拡大に向けた取組促進のための情報提供
- ② 企業をはじめ各種団体等さまざまな分野における方針決定過程への女性の参画拡大
- ③ さまざまな分野で活躍する女性の人材情報の整備・活用

【各部関連事業】

(1) 審議会・委員会等への女性の参画促進

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部
①各種審議会等委員の公募拡大を促進し、活性化を図るとともに女性委員の登用割合4割を達成する	・男女平等参画推進庁内連絡会議		総合政策部
	・関係団体との連携		総合政策部
②女性の行政に対する関心向上を図るため、学習機会の提供に努める	・関係団体との連携	・情報提供と意識調査	総合政策部
	・市民意識調査		総合政策部
	・男女平等参画審議会		総合政策部

(2) 計画策定及び意思決定過程への女性の参画拡大

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部
①まちづくり等さまざまな分野における意思決定過程への女性の参画拡大	・男女平等参画推進庁内連絡会議等で推進を依頼		総合政策部
	・関係団体との連携		総合政策部

(3) 企業及び地域活動組織等への女性の参画拡大

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部
①企業における女性の参画拡大に向けた取組促進のための情報提供	・国、道、関係機関等からの情報収集・提供	・情報提供	総合政策部
	・広報紙等に情報掲載	・情報提供と意識啓発	総合政策部
②企業をはじめ各種団体等さまざまな分野における方針決定過程への女性の参画拡大	・企業意識調査	・情報提供と意識調査	総合政策部
	・広報紙等に情報掲載	・情報提供と意識啓発	総合政策部
③さまざまな分野で活躍する女性の人材情報の整備・活用	・関係団体との連携	・情報の収集	総合政策部

基本方向2. 家庭・地域社会における男女平等参画の推進

活力ある地域社会を形成するためには、男女とも、希望に応じ、安心して働き、子育てすることができ、地域社会の実現が不可欠で、さまざまな地域の活動に男女ともに多様な年齢層の参画が必要となっています。

女性も男性と同様に、地域活動の担い手としての役割を果たしていますが、PTAや町内会等、地域団体における会長等の役職に就く割合は低い傾向にあるため、これからは、リーダーとしての女性の参画拡大を図り、地域活動に男女平等参画の視点が反映されるよう、各団体等への働きかけに努めます。

男女平等参画を推進するための活動拠点として平成27年9月に開設した「男女平等参画センター 愛称：ふらっと」では、情報や学習機会の提供、女性に関わる相談対応、女性団体の活動支援などを進めておりますが、意識調査では「ふらっとを知らない」とする回答が7割以上という結果となりました。引き続き男女平等参画推進の拠点施設としての認知度を高めながら、ふらっとにおける啓発活動を実施していきます。

防災や災害時、被災地の復旧・復興に関しては、男女のニーズの違いを把握したうえで施策を進める必要があり、施策・方針を決定する過程で、女性の視点を取り入れることができるよう、女性の参画拡大を図っていきます。

また、男女平等参画に関する国際社会の動向の把握や、協調及び貢献に努めるほか、姉妹都市を中心とした国際交流や国際交流団体の活動支援などを通じて、国際的な視点に立った男女平等参画への理解を深めていきます。

(鉏路市男女平等参画推進条例)

- 第3条(2) 性別による固定的な役割分担にとらわれず、男女が様々な活動を選択できるよう、社会における制度及び慣行のあり方を、男女の活動の選択に対してできる限り中立なものとするように配慮すること。
- 第3条(3) 男女が、社会の対等なパートナーとして、様々な方針の立案及び決定に参画する機会を確保すること。
- 第3条(4) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護等の家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、自らの意思によって仕事、学習、地域活動等ができるようにすること。
- 第3条(6) 男女平等参画の推進は、国際社会の取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的な連携の下に行っていくこと。

【施策の方向と取組の概要】

(1) 地域社会における男女平等参画に関する学習の推進

- ① PTA・町内会等の研修会など男女平等参画に関する学習の推進
- ② 地域活動組織における男女の参画を進めるための学習機会の提供

(2) 家庭・地域における男女平等参画促進

- ① 地域における自主活動組織への情報提供及び支援
- ② 男性の家庭生活、地域活動への参画促進を目指した各種講座の開催及び情報提供

(3) 男女平等参画に関する市民への意識啓発、団体活動等への支援

- ① 男女平等参画センターを拠点とした市民への意識啓発、関係団体等への情報提供や支援の推進

(4) 防災分野における男女平等参画の促進

- ① 防災に関する政策・方針決定過程への女性参画拡大
- ② 女性の視点を活かした地域防災組織活動や避難所運営マニュアルの策定
- ③ 男女平等参画の視点を取り入れた防災体制の整備、防災意識の普及啓発促進
- ④ 消防団における女性の参画促進

(5) 国際的視野に立った男女平等参画の推進

- ① 姉妹都市等との交流を通じた異文化・価値観の多様性の理解促進
- ② 世界平和や地球環境保全の相互理解のための交流推進
- ③ 国際的な男女平等参画に関する情報の収集・提供

【各部関連事業】

(1) 地域社会における男女平等参画に関する学習の推進

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部
①PTA・町内会等の研修会など男女平等参画に関する学習の推進	・研修会等への参加		総合政策部
②地域活動組織における男女の参画を進めるための学習機会の提供	・各団体との連携による啓発講座・事業開催		総合政策部
	・道外派遣研修	・毎年派遣	総合政策部
	・家庭生活カウンセラー養成講座	・毎年3級・2級を交替開催	総合政策部
	・地域学校協働本部	・地域と学校の連携・協働	学校教育部
	・市民運動の啓発活動	・各種研修会の開催	市民環境部
・消費者教育・啓発活動	・出前講座等各種学習会の開催	市民環境部	

(2) 家庭・地域における男女平等参画促進

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部
①地域における自主活動組織への情報提供及び支援	<ul style="list-style-type: none"> ・女性団体役員研修 ・各種講座 ・地域学校協働本部 ・地域組織への活動費一部助成 ・関係団体の活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供 ・地域と学校の連携・協働 ・活動支援と情報提供 	総合政策部 総合政策部 学校教育部 市民環境部 総合政策部
②男性の家庭生活、地域活動への参画促進を目指した各種講座の開催及び情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもチャレンジ ・わくわくセカンドライフ、釧路学教養講座、託児付き子育て応援講座、くしろ市民大学 ・マタニティ講座 ・くしろ家のパパご飯レシピコンテスト（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者と参加する講座 ・生涯学習の一環としての講座 ・パートナーも一緒に参加（講話と実践） ・父親の家事参加への啓発（男女平等参画センター） 	生涯学習部 生涯学習部 こども保健部 総合政策部

(3) 男女平等参画に関する市民への意識啓発、団体活動等への支援

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部
①男女平等参画センターを拠点とした市民への意識啓発、関係団体等への情報提供や支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等参画センターの運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動拠点の運営 ・情報提供と支援 	総合政策部

(4) 防災分野における男女平等参画の促進

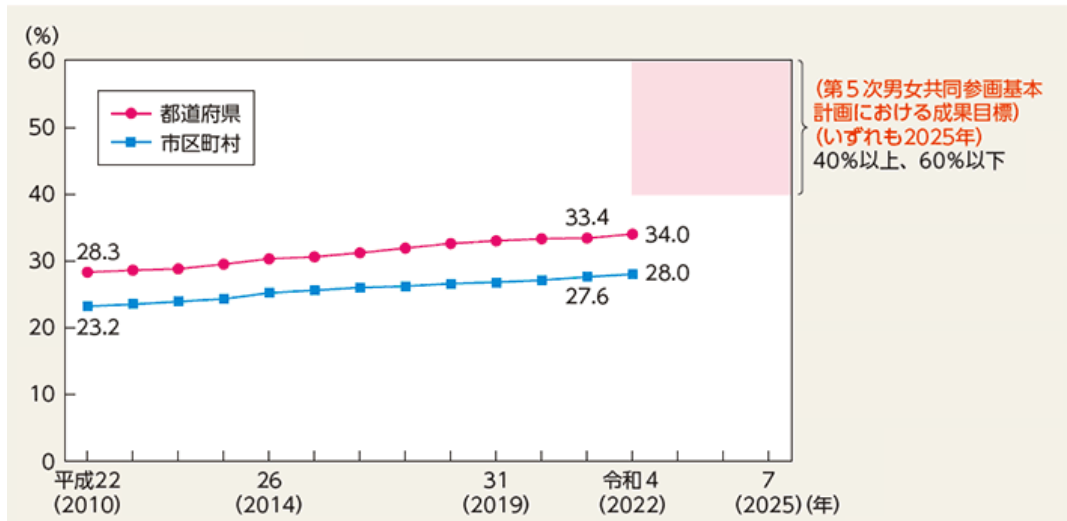
取組の概要	各事業	事業の概要	所管部
①防災に関する政策・方針決定過程への女性参画拡大	・釧路市防災会議	・地域防災計画の策定等に女性委員の参画	総務部
②女性の視点を活かした地域防災組織活動や避難所運営マニュアルの策定	・各種防災訓練の実施	・自主防災組織等や、防災訓練等への参加を促すことで、町内会や家庭での防災に関する取り組みに繋げる	総務部 消防本部
③男女平等参画の視点を取り入れた防災体制の整備、防災意識の普及啓発促進	・出前講座等の開催	・出前講座等を通じて、防災意識向上に繋げる ・情報提供 ・防災活動への男女平等参加を促す	総務部
④消防団における女性の参画促進	・女性消防団員の入団促進	・各分団による地域（自主防災組織、町内会等）との連携	消防本部

(5) 国際的視野に立った男女平等参画の推進

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部
①姉妹都市等との交流を通じた異文化・価値観の多様性の理解促進	・姉妹都市等との連携強化	・情報交換及び連携	総合政策部
②世界平和や地球環境保全の相互理解のための交流推進	・国際交流団体との連携強化	・情報交換及び連携	総合政策部
③国際的な男女平等参画に関する情報の収集・提供	・広報紙等に情報掲載	・情報提供	総合政策部

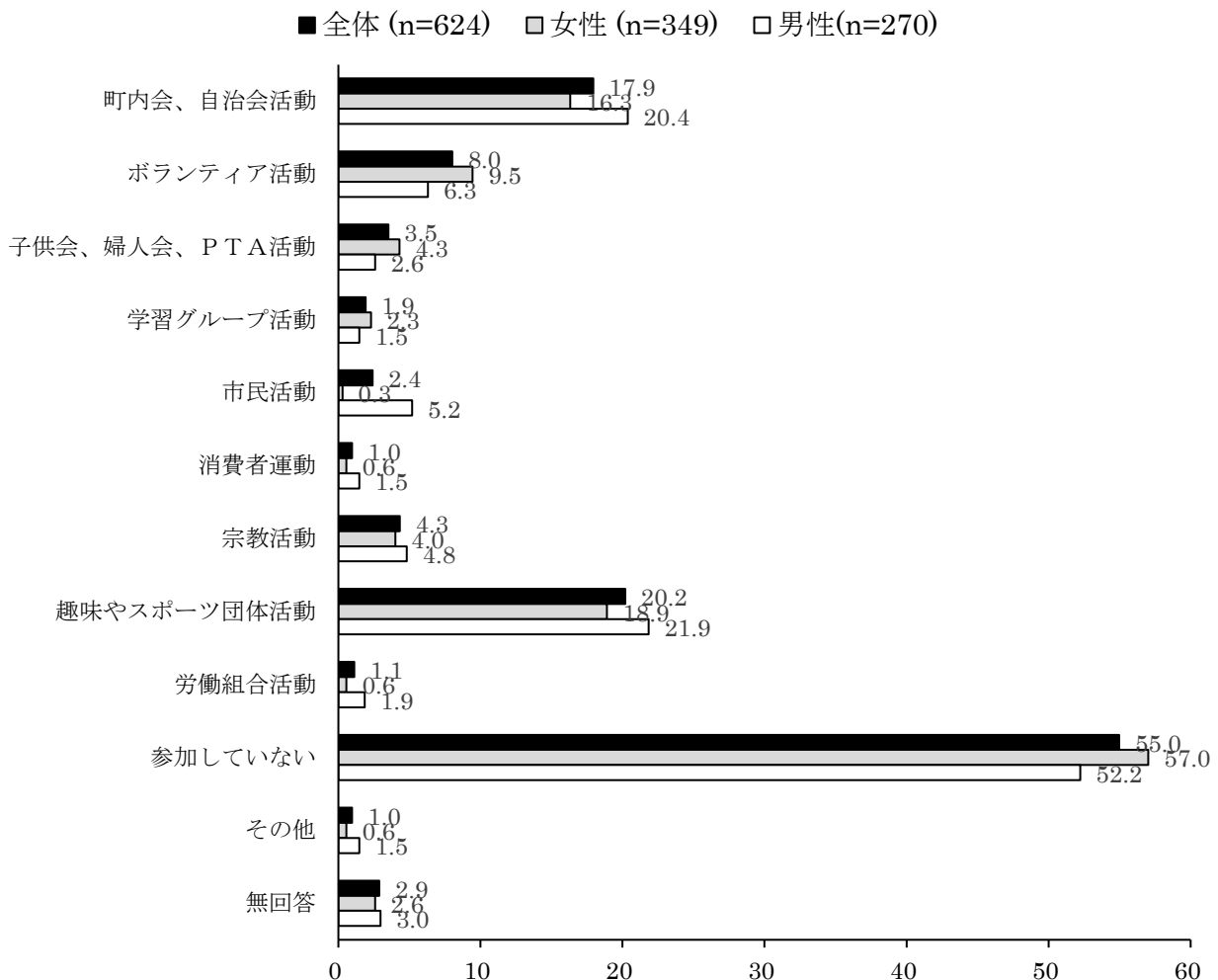
【基本目標Ⅲに関する調査等の内容資料】

地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合の推移



(内閣府：令和5年度版 男女共同参画白書より・抜粋)

あなたは仕事以外にどのような社会活動に参加していますか。



(令和4年度 釧路市男女平等に関する市民意識・実態調査より)

基本目標 IV 多様なライフスタイルを可能にする環境整備

基本方向1. 相談・支援体制の充実

男女平等参画社会を実現するためには、男女が主体的に多様な選択を行うことができるよう、人生のさまざまな段階でのライフスタイルに応じたきめ細やかな支援が重要になります。

子育てや介護、就業、配偶者やパートナーからの暴力など、女性に関わるさまざまな悩みやニーズに対応するため、身近なところで、気軽に何でも相談できる体制づくりが必要です。

新型コロナウイルス感染症拡大等をきっかけに、孤独・孤立問題がクローズアップされ、意識調査における「人とのつながり」についての設問では、人との付き合いがないと感じる割合は、「時々そう思う」人まで含めると4割を超え、また、男性の方が女性よりも孤独感を感じている割合が高く、不安や悩みを感じた時の相談相手がない割合も高くなっています。

これからも関係機関と連携・協力し、男女が共に健やかな人生を築いていけるよう、相談・支援体制の充実に努めます。

(釧路市男女平等参画推進条例)

第3条(4) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護等の家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、自らの意思によって仕事、学習、地域活動等ができるようにすること。

第4条の2 市は、男女平等参画の推進に当たり、市民、事業者等、教育に携わる者、国及び他の地方公共団体との連携及び協力を図る責務を有する。

第20条の1 市民は、男女平等参画に関する市の施策についての意見若しくは苦情又は男女平等参画の推進を阻害すると認められるものがあるときは、その旨を市長に申し出ることができる。

第20条の2 市長は、前項の規定による申出に係る事務を行わせるため、男女平等参画相談員を設置することができる。

第20条の3 前項の男女平等参画相談員は、第1項の規定による申出があったときは、関係機関と連携し適切な措置を講ずるものとする。

【施策の方向と取組の概要】

(1) 相談窓口体制の充実

① 各種相談機関の連携及び相談窓口の周知

(2) 支援機能の充実

① 相談員の資質向上とサポート体制の充実

② 関係機関との連携による支援の充実

【各部関連事業】

(1) 相談窓口体制の充実

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部
①各種相談機関の連携及び相談窓口の周知	・家庭福祉推進連絡協議会	・ケース別協議と支援 ・相談員・関係者の研修会	こども保健部
	・母子・女性関係相談	・相談と指導の実施	こども保健部
	・各種相談窓口の周知用チラシ作成	・情報提供	総合政策部
	・広報紙等に情報掲載	・各種相談窓口の周知と情報提供	総合政策部
	・相談事業の実施	・相談事業実施	総合政策部

(2) 支援機能の充実

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部
①相談員の資質向上とサポート体制の充実	・研修機会等の情報提供等	・関係団体との連携	総合政策部 関係各部
②関係機関との連携による支援の充実	・家庭福祉推進連絡協議会	・ケース別協議と支援 ・相談員・関係者の研修会	こども保健部

基本方向2. 安心して暮らせる環境の整備

高齢化が進む中で、高齢者が経験や知識を活かし、地域で生きがいを持って暮らせる環境づくりや、社会参加の促進が重要で、社会基盤の構築を図っていく必要があります。

また、相互に人格と個性を尊重し合い、性別や国籍、障がいの有無等によって分け隔てられることなく、すべての人が尊重される社会の実現に向けた取組を進めます。

非正規雇用労働者やひとり親等の理由により、生活上の困難に陥る可能性は、依然として女性の方が高い傾向にありますが、男女を問わずその可能性はあり、貧困等の困難に対応することはもちろん、貧困等を防止するための取組も重要となります。加えて、男女が共に仕事や家庭に関する責任を担えるよう、地域のニーズに応じた子育て支援の充実も図っていかねばなりません。

意識調査の結果では、「*LGBT」という言葉の意味まで知っている人は約 67%と高い割合となりましたが、言葉の認知度自体は高いものの、性的マイノリティの方々が「生活しにくい社会」だと考えている方の割合も約 71%という結果となりました。多様性を認め合い、誰もが暮らしやすい社会を実現するためには、性の多様性に対しての正しい知識の周知啓発や理解促進、施策の推進が必要です。

男女平等参画の視点に立ち、さまざまな困難な状況におかれているすべての人が、安心して暮らせる環境整備を進めていきます。

*LGBT	L (レズビアン 女性を好きになる女性)、G (ゲイ 男性を好きになる男性)、B (バイセクシュアル 同性も異性も好きになる人)、T (トランスジェンダー 身体の性に違和感を持つ人) の頭文字をとった、性的マイノリティの総称のひとつ
-------	--

【施策の方向と取組の概要】

(1) 高齢者福祉の充実及び社会参加促進

- ① 介護予防対策の促進と介護支援の充実
- ② 就業促進、能力開発、社会参画促進のための支援

(2) 障がい者の自立した生活の支援

- ① 社会参加や雇用・就労等を含めた総合的な障がい者施策の推進

(3) 困難な状況におかれているすべての人が尊重される社会の実現に向けた

環境づくりの推進

- ① 貧困等生活上困難な人への支援
- ② すべての人が安心して暮らせる環境の整備

(4) 多様性を尊重する意識の浸透

- ①多様な性を理解し、尊重する意識の醸成を目的とする講座、研修の実施
- ②パートナーシップ制度を導入し、多様性への理解促進に取り組む

(5) 社会全体での子育て支援

- ① 多様な保育サービス、地域における子育て支援の推進
- ② 子育て相談・支援関連の情報の提供

【各部関連事業】

(1) 高齢者福祉の充実及び社会参加促進

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部
①介護予防対策の促進と介護支援の充実	・介護予防事業の充実	・予防教室等の開催	福祉部
②就業促進、能力開発、社会参画促進のための支援	・社会参加、就業促進	・シニア向けお仕事説明会の開催支援	福祉部
	・就業機会確保事業	・シルバー人材センター運営支援	産業振興部
	・生きがい対策事業	・研修会等の開催	福祉部
	・老人クラブ活動促進	・研修会等の開催	福祉部

(2) 障がい者の自立した生活の支援

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部
①社会参加や雇用・就労等を含めた総合的な障がい者施策の推進	・自立支援給付、地域生活支援事業の充実	・各種サービスの提供	福祉部

(3) 困難な状況におかれているすべての人が尊重される社会の実現に向けた環境づくりの推進

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部
① 貧困等生活上困難な人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の自立支援 ・生活困窮者の自立促進 ・孤立や孤独を抱える人に対する相談先の周知及び相談受付 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談の充実 ・就労サポート支援促進 ・ひとり親家庭日常生活支援事業 ・生活相談支援センターでの相談支援と就労支援 ・相談先の周知及び相談受付 	<ul style="list-style-type: none"> こども保健部 福祉部 総合政策部 福祉部
② すべての人が安心して暮らせる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・くしろ国際交流プラザの運営 ・通訳者登録制度の運用 ・外国人と共に暮らすための多文化共生セミナー 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住外国人等の受入環境づくり ・通訳者の登録及び情報提供 ・異文化理解や多文化共生についての普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 総合政策部 総合政策部 総合政策部

(4) 多様性を尊重する意識の浸透

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部
① 多様な性を理解し、尊重する意識の醸成を目的とする講座、研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市民向けの講座を開催 ・市職員向け研修を開催 ・教職員を対象とした研修会等 ・思春期ライフデザイン講座（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様性の尊重を啓発するための講座等の開催 ・管理職を対象とした研修時に多様性の尊重について啓発 ・性に関する児童生徒の実態についての情報提供や多様な性に関する研修会を開催 ・性差の理解および自分と相手を大切にすることを考える講座 	<ul style="list-style-type: none"> 総合政策部 総務部 学校教育部 こども保健部
② パートナーシップ制度を導入し、多様性への理解促進に取り組む	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ宣誓制度の導入・運用 		総合政策部

(5) 社会全体での子育て支援

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部
①多様な保育サービス、地域における子育て支援の推進	・地域子育て支援拠点事業	・親子・家庭・地域社会の関わりをつくり子育て支援	こども保健部
	・特別保育サービス	・時間延長保育、特別支援保育など	こども保健部
	・子育て短期支援事業	・一時的な子どもの預かり	こども保健部
	・ひとり親家庭日常生活支援事業	・ひとり親家庭に対する家庭生活支援	こども保健部
	・「すきやき隊」による子育て支援	・地域との連携による子育て支援	こども保健部
	・ファミリー・サポート・センター事業による育児支援	・地域における子育て支援	こども保健部
	・支援ガイドブック発行	・情報提供	こども保健部
	・放課後児童クラブ	・共稼ぎ家庭の小学生に対し児童館等を利用し遊びと生活の場を提供	こども保健部
	・児童館母親クラブ	・母親など地域住民の積極的参加による地域組織活動の促進	こども保健部
	・おもちゃライブラリー	・交流の場の提供	総合政策部
②子育て相談・支援関連の情報の提供	・家庭福祉推進連絡協議会	・ケース別協議と支援 ・相談員・関係者の研修会	こども保健部
	・地域子育て支援拠点事業	・相談、情報収集、提供	こども保健部

基本方向3. 生涯学習の推進

男女が共に、各人の生き方、能力、適性を考え、固定的な性別役割分担にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けるよう、男女平等参画の視点を踏まえた生涯学習・能力開発を推進しなければなりません。

意識調査で「仕事以外に参加している社会活動」について尋ねたところ、「参加していない」という回答が約55%で最も多く、前回調査よりも約11ポイント増加する結果となりました。社会活動の選択肢中の「趣味やスポーツ団体活動」「学習グループ活動」について、いずれも参加の割合は前回調査よりも低くなっています。

近年の女性の活躍推進に向けた動きも踏まえ、多様化、高度化した学習需要に対応するとともに、女性の*エンパワーメントに寄与するため、生涯にわたる学習機会の提供や社会参画の促進のための取組の充実に努めます。

(釧路市男女平等参画推進条例)

第3条(1) 男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の性別による差別をなくし、男女が個人として能力を發揮する機会を確保すること。

*エンパワーメント

直訳すると、「力をつける」という意味。女性が政治・経済・社会・家庭など社会のあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できる能力を身につけることが、男女平等参画社会の実現に重要であるという考え方。

【施策の方向と取組の概要】

(1) 多様な選択を可能にする学習機会の充実

- ① 地域での学習機会の提供と学習活動の支援促進
- ② 男女の社会参画促進と学習機会の充実

(2) 生涯学習関連施設の充実及び情報の提供

- ① 関連施設における情報の提供充実
- ② 市民の学習ニーズに応じた情報の提供

【各部関連事業】

(1) 多様な選択を可能にする学習機会の充実

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部
①地域での学習機会の提供と学習活動の支援促進	・生涯学習まちづくり出前講座	・市民の要請により、市職員が講師となり行う出前講座	生涯学習部
	・各種生涯学習講座開催	・生涯学習推進のための講座	生涯学習部
②男女の社会参画促進と学習機会の充実	・関係女性団体活動支援	・毎年派遣 ・情報提供	総合政策部
	・コミュニティー施設の運営		市民環境部
	・道外派遣研修		総合政策部
	・各種情報誌の設置		総合政策部

(2) 生涯学習関連施設の充実及び情報の提供

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部
①関連施設における情報の提供充実	・各施設への資料配布依頼	・市役所・支所・コミュニティーセンター・生涯学習センター・交流プラザさいわい・図書館他	総合政策部
②市民の学習ニーズに応じた情報の提供	・広報紙等に情報掲載	・生涯学習情報の提供	生涯学習部
	・情報コーナーの設置	・情報の提供	総合政策部

基本方向4. 生涯にわたる男女の健康支援

生涯にわたって心身ともに健康で生き生きと暮らすためには、そのための環境整備が重要であり、男女が互いの身体の特性を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女平等参画社会形成にあたっての基本となります。

女性は特に、妊娠・出産や女性特有の健康状態に直面する可能性もあるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題が生じることに留意する必要があります。子どもを産む・産まないに関わらず、また、年齢に関わらず、全ての女性の生涯を通じた健康を支援するため、*リプロダクティブ・ヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点が重要になります。意識調査における「リプロダクティブ・ヘルス・ライツという言葉聞いたことがあるか」の設問では「聞いたことがある」と回答した割合は約4%で、前回調査と同様に低い結果となりました。

男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めるとともに、男女の健康を生涯にわたり包括的に支援する取組を推進します。

（釧路市男女平等参画推進条例）

第3条(5) 男女が、互いの性について理解を深め、妊娠又は出産に関する事項に関し双方の意思が尊重され、生涯にわたり共に健康な生活を営むことができるようにすること。

*リプロダクティブ・ヘルス・ライツ
（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルス・ライツには、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じて自分の健康を主体的に守って生きることを言う。

【施策の方向と取組の概要】

（1）妊娠・出産・育児期における女性と子どもの健康支援

- ① 妊娠・出産・育児の時期を安心して過ごすための相談・支援の充実
- ② 不妊治療など、保健・医療に関連する情報の提供

（2）男女平等の視点に立った性教育の促進

- ① 性に関する正しい情報の提供と教育の推進
- ② 思春期における保健対策の推進

（3）成人期・高齢期における健康づくり支援

- ① 医療相談や情報の提供
- ② 健康づくりを意識した啓発活動推進

（4）保健・医療体制の充実

- ① 市立釧路総合病院に女性専門外来の設置に向け、女性医師の確保に努力するなど医療体制の充実

【各部関連事業】

(1) 妊娠・出産・育児期における女性と子どもの健康支援

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部
①妊娠・出産・育児の時期を安心して過ごすための相談・支援の充実	・母子手帳交付及び健康相談	・手帳交付時の個別相談	こども保健部
	・産後ケア事業	・産後1年未満のお母さんと赤ちゃんが宿泊し、休養、心身のケアや育児サポートを受ける	こども保健部
	・妊産婦安心出産支援事業	・阿寒・音別地区の妊産婦に健康診査等の交通費を一部助成	こども保健部
	・出産・子育て応援給付金支給事業	・妊娠届け出や出生届け出を行った妊婦等に対し、相談体制の充実を図るとともに給付金を支給	こども保健部
	・マタニティ講座	・親の心構えや産後の相談支援に関する情報提供	こども保健部
	・6～7か月児育児相談	・親の心構えや育児相談	こども保健部
	・子育てに関する講座等	・食育や子育て等に関する教室など	こども保健部
	・訪問指導、電話・来所による相談	・子どもの成長発達や育児に関する相談	こども保健部
	・育児支援家庭訪問	・産後支援や養育支援を必要とする世帯への支援	こども保健部
	・乳児家庭全戸訪問事業	・子育てに関する情報提供、不安や悩みの相談	こども保健部
②不妊治療など、保健・医療に関連する情報の提供	・雇用機会均等法・労働基準法等の関連情報の周知	・国、道、他団体等との連携と情報提供	産業振興部
	・広報紙等に情報掲載	・道との連携による情報提供	こども保健部
	・先進不妊治療費補助金	・保険適用外の先進不妊治療への助成	こども保健部

(2) 男女平等の視点に立った性教育の促進

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部
①性に関する正しい情報の提供と教育の推進	・ 思春期ライフデザイン講座（再掲）	・ 性差の理解および自分と相手を大切にすることを考える講座	こども保健部
	・ 思春期保健相談	・ 思春期の性と心の相談	こども保健部
	・ 中学生対象赤ちゃんふれあい体験	・ 実際の赤ちゃんとお母さんの親子のふれあい	こども保健部 学校教育部
②思春期における保健対策の推進	・ 思春期教育関係職種会議	・ 学校・保健・医療など関係者のネットワーク構築 ・ 思春期の健康と性の問題等の専門研修	こども保健部

(3) 成人期・高齢期における健康づくり支援

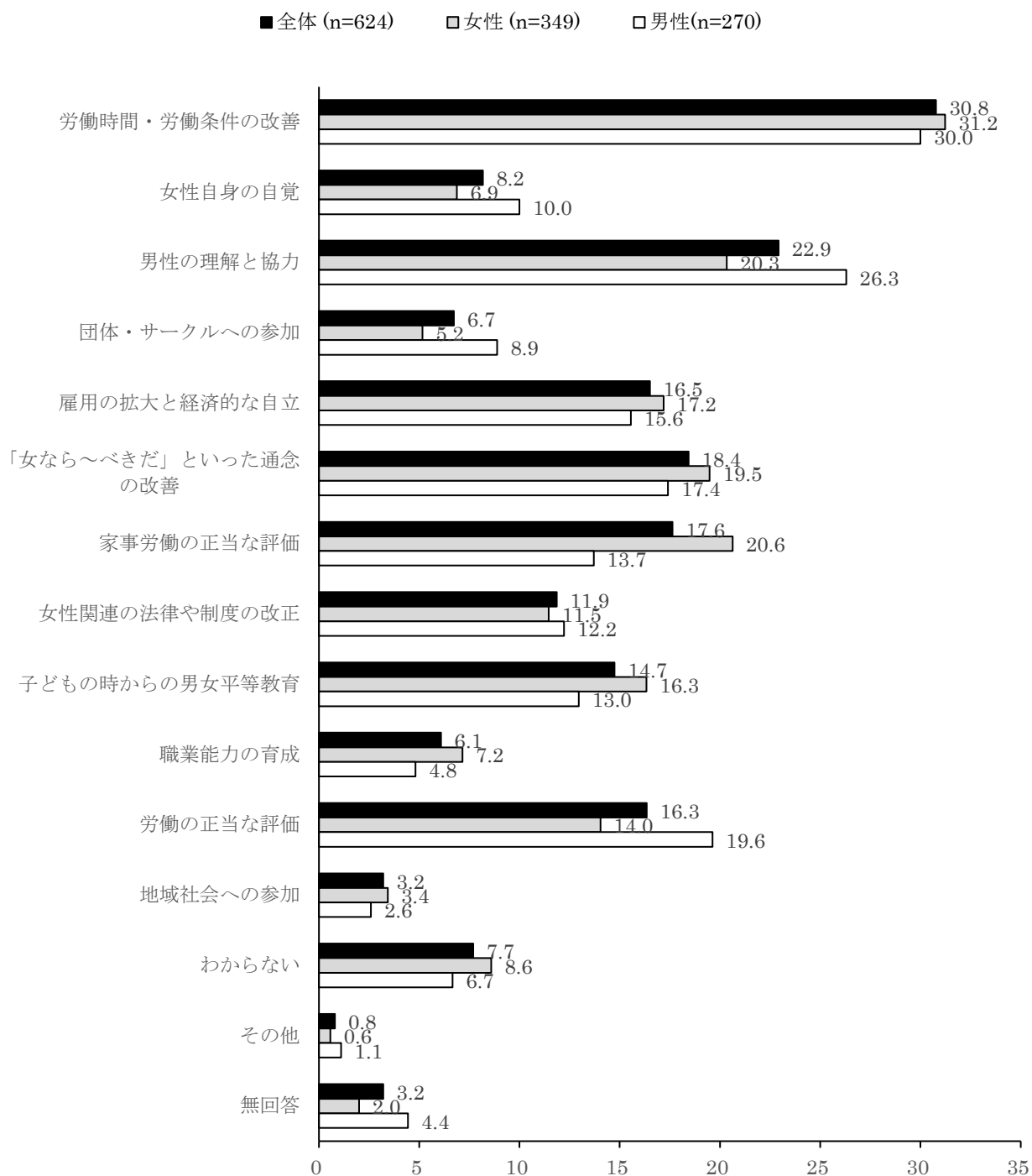
取組の概要	各事業	事業の概要	所管部
①医療相談や情報の提供	・ 健康教育	・ 健康づくりに関する教室など	こども保健部
	・ 健康相談	・ 電話、来所相談実施	こども保健部
	・ 女性相談の充実	・ さまざまな女性の相談実施 （出産、母子、DV等）	こども保健部
②健康づくりを意識した啓発活動推進	・ 各種健康講座	・ 健康づくりに関する教室など	こども保健部
	・ 若者健診	・ 生活習慣病予防健診（18～39歳対象）	こども保健部

(4) 保健・医療体制の充実

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部
①市立釧路総合病院に女性専門外来の設置に向け、女性医師の確保に努力するなど医療体制の充実	・ 医療体制の充実	・ 女性専門相談窓口（女性看護師対応）の設置	市立釧路総合病院

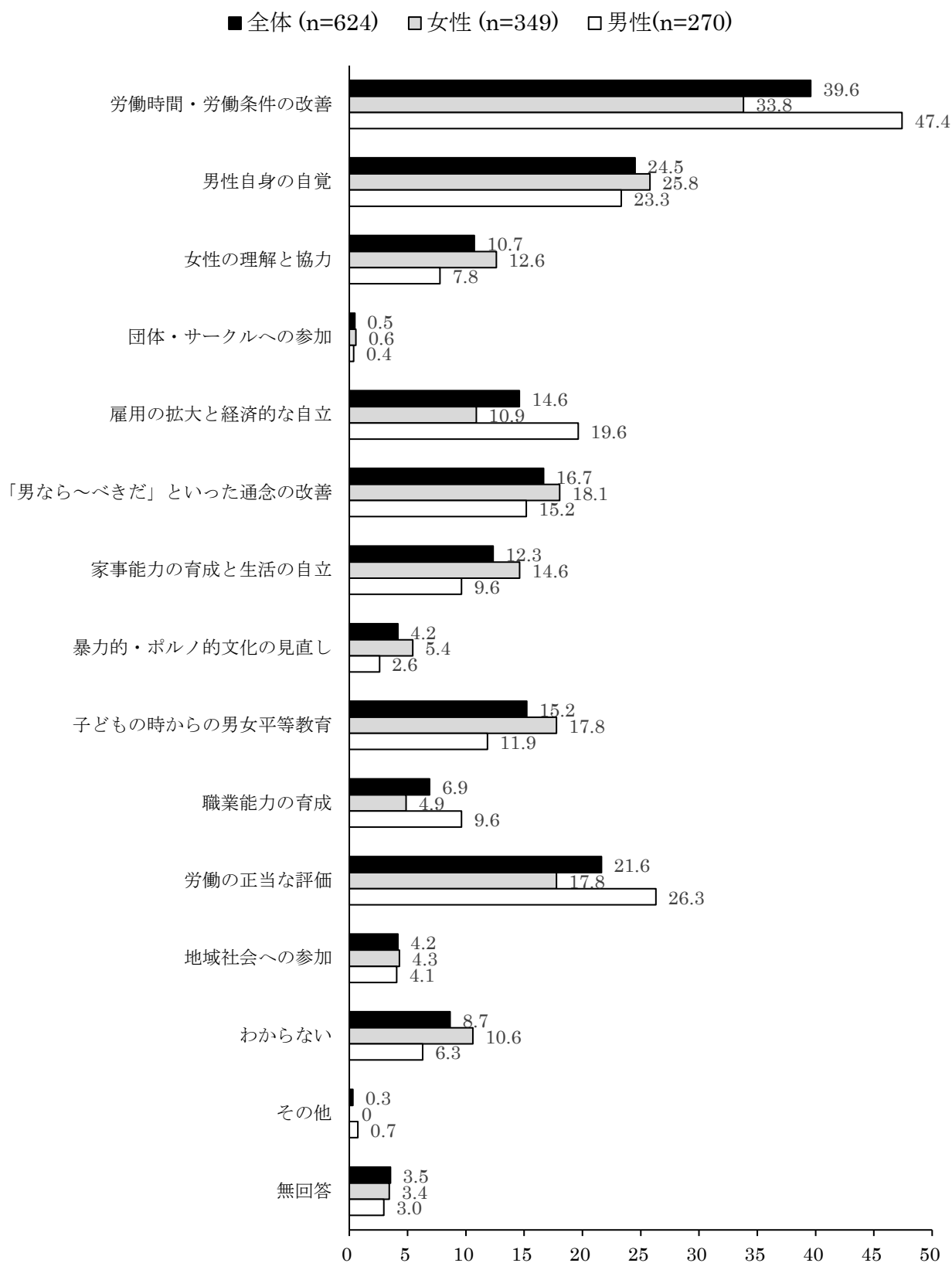
【基本目標Ⅳに関する調査等の内容資料】

女性がおかれている社会的条件の改善のために必要だと思うこと。(複数回答)



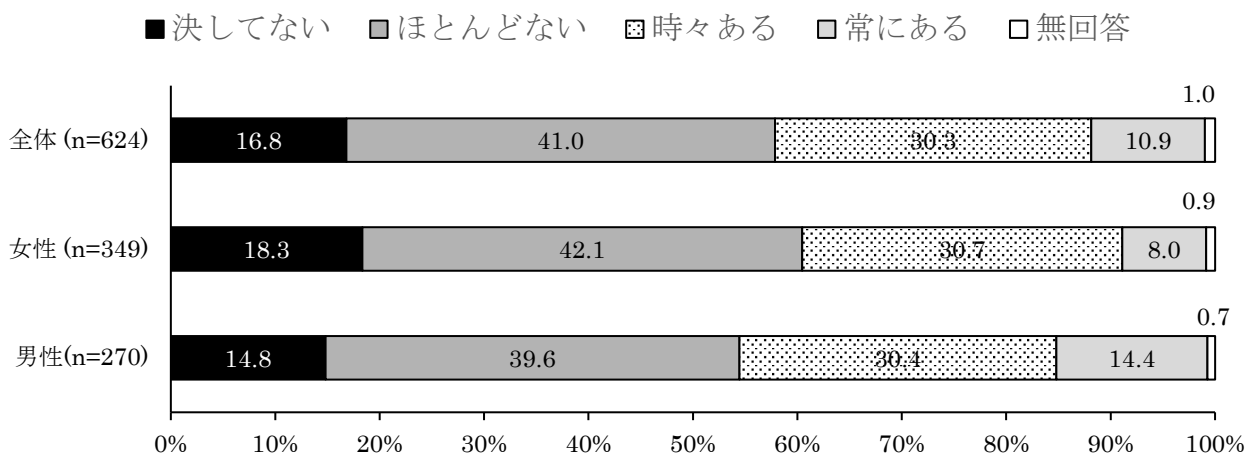
(令和4年度 釧路市男女平等に関する市民意識・実態調査より)

男性がおかれている社会的条件の改善のために必要だと思うこと。(複数回答)



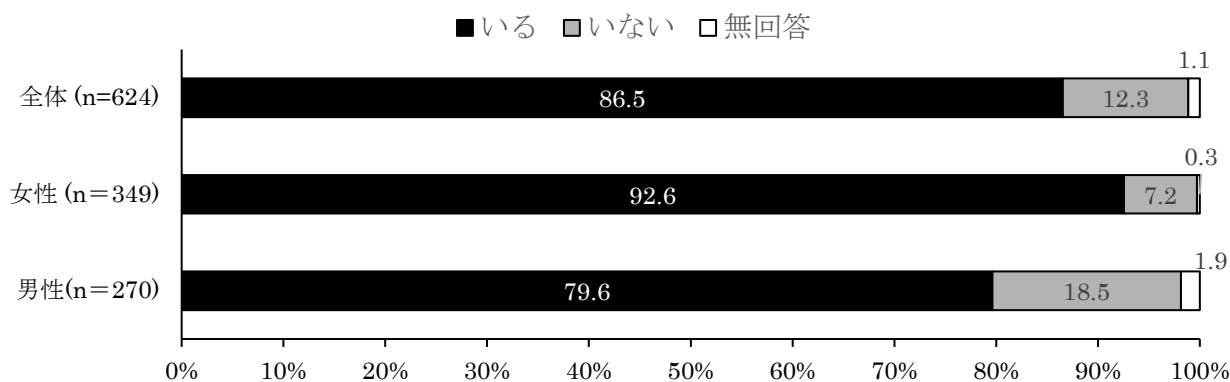
(令和4年度 釧路市男女平等に関する市民意識・実態調査より)

自分には人との付き合いがないと感じることはありますか。



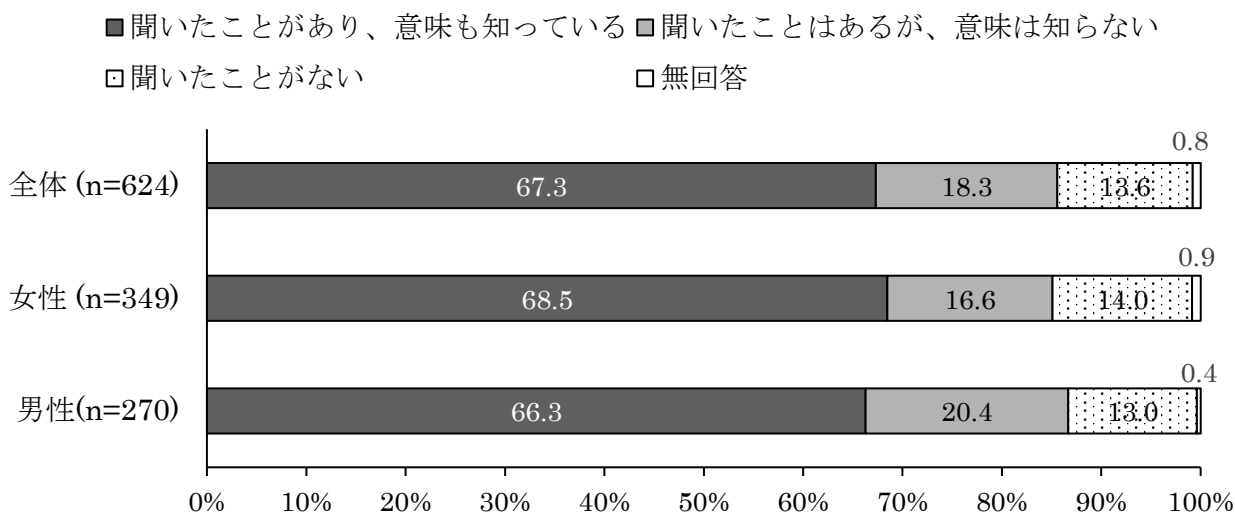
(令和4年度 釧路市男女平等に関する市民意識・実態調査より)

不安や悩みが生じたとき、相談相手(相談先)はいますか。



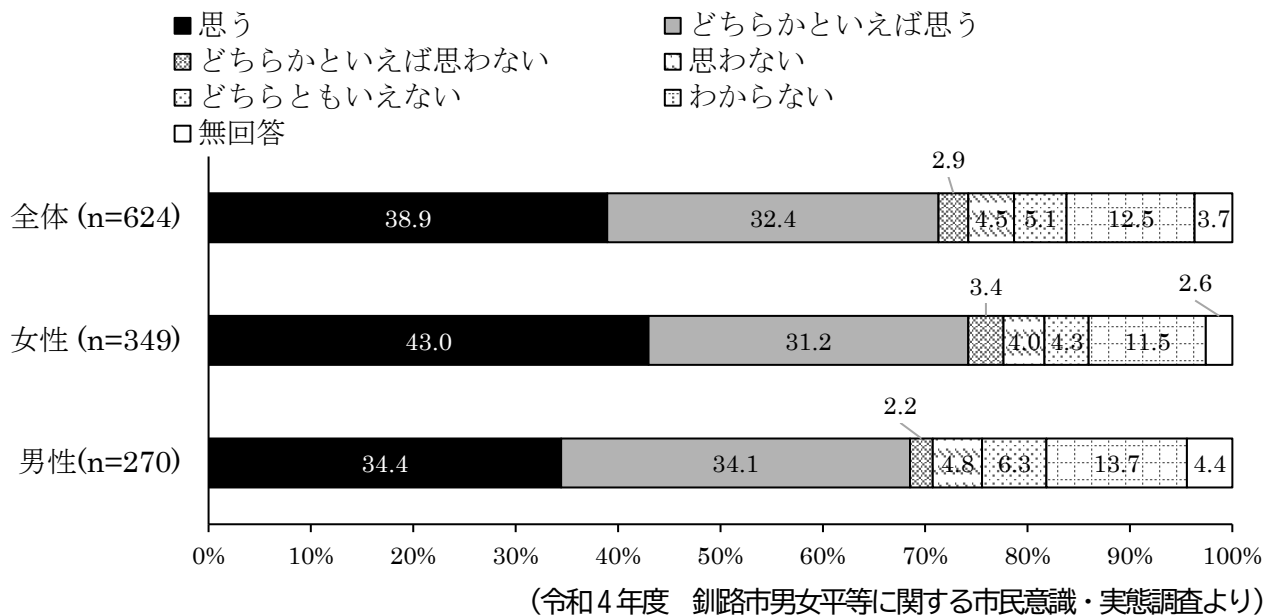
(令和4年度 釧路市男女平等に関する市民意識・実態調査より)

「LGBT」という言葉を聞いたことがありますか。



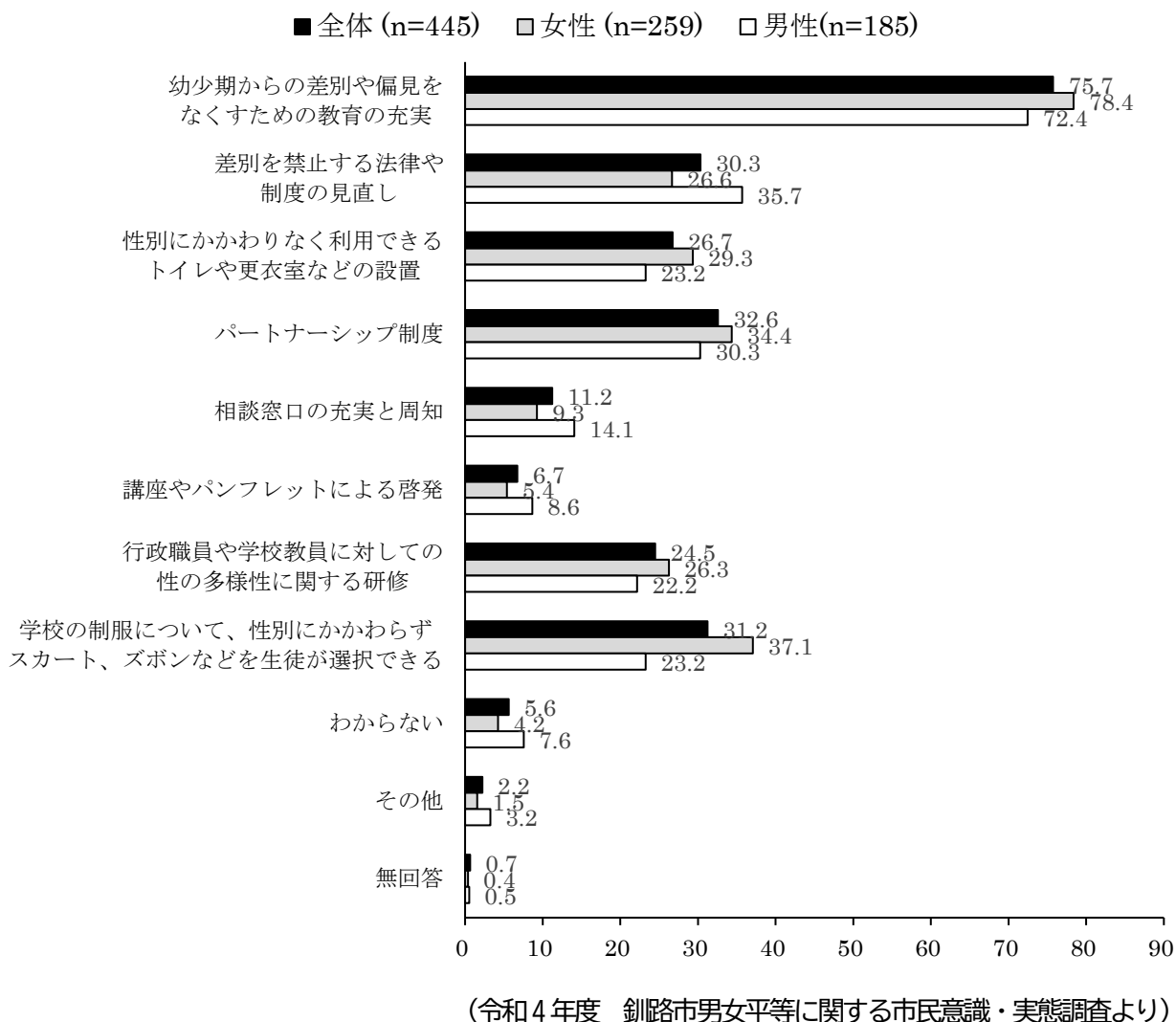
(令和4年度 釧路市男女平等に関する市民意識・実態調査より)

現在、性的マイノリティ（LGBT等）の方々にとって、差別や偏見などにより生活しにくい社会だと思いますか。（複数回答）



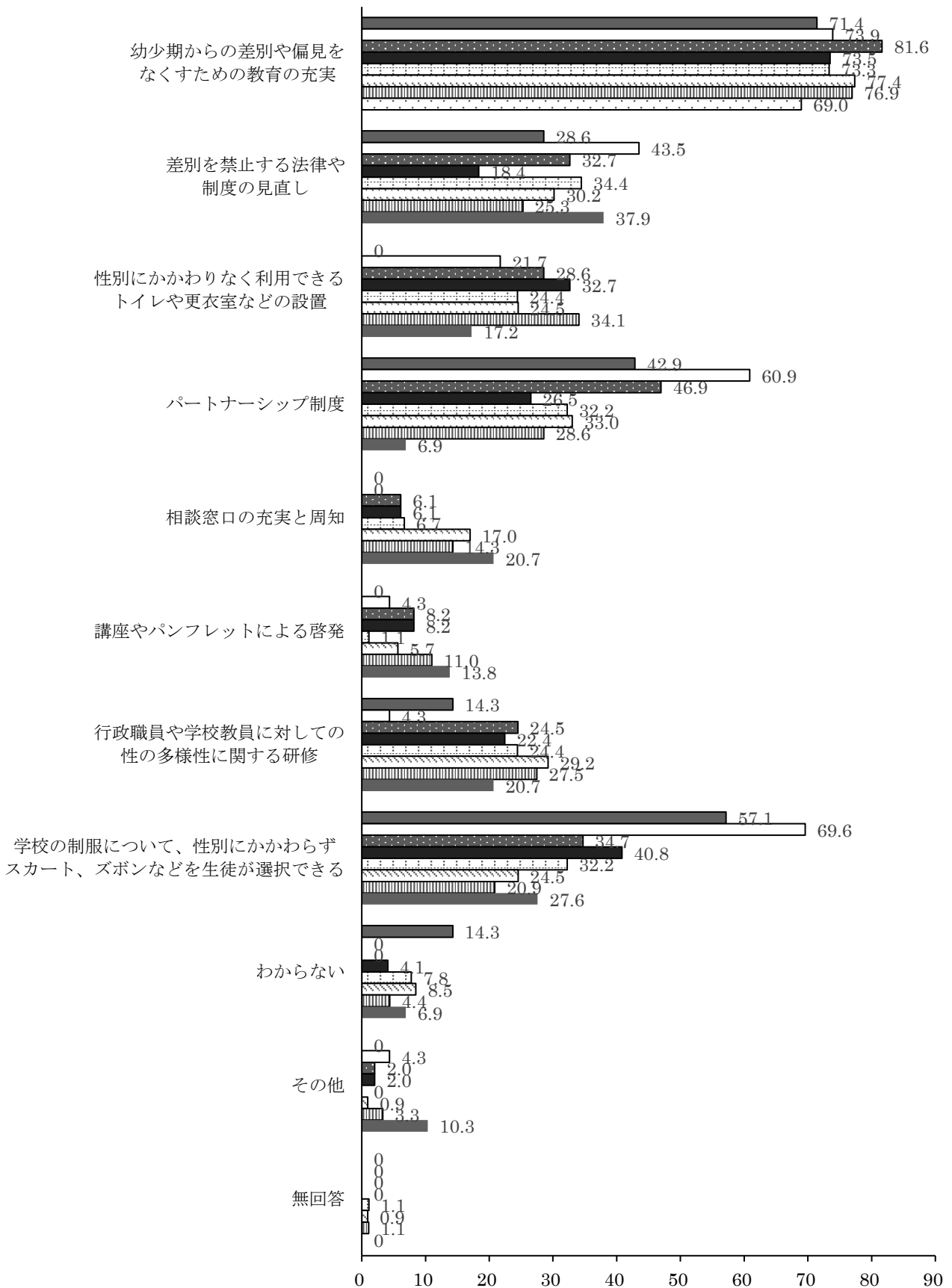
性的マイノリティ方が差別や偏見などにより生活しにくい社会だと思う人への質問

性的マイノリティ（LGBT等）の人たちに対する差別や偏見をなくし、暮らしやすい社会にするためにはどのような対策が必要だと思いますか。（複数回答）



性的マイノリティ（LGBT等）の人たちに対する差別や偏見をなくし、暮らしやすい社会にするためにはどのような対策が必要だと思いますか。（年代別回答）

■ 18～20歳(n=7) □ 21～29歳(n=23) ■ 30～39歳(n=49) ■ 40～49歳(n=49)
 □ 50～59歳(n=90) ▨ 60～69歳(n=106) ▩ 70～79歳(n=91) ■ 80歳以上(n=29)



(令和4年度 釧路市男女平等に関する市民意識・実態調査より)

1 釧路市男女平等参画審議会

市民や事業者、学識経験者などで構成している釧路市男女平等参画審議会において、各種施策についての総合的な観点に立った意見をいただくなど、審議会の機能が十分に発揮されるよう努めます。

2 庁内における推進体制

プランに基づく各施策の推進においては、市役所内において関係部局が連携しながら取組を進める必要があることから、全庁的組織である「釧路市男女平等参画推進庁内連絡会議」を通じて、男女平等参画施策を総合的かつ効果的に推進します。また、市職員がそれぞれの業務に男女平等参画の視点を活かすことができるよう職員研修等を行い、男女平等参画について市職員の認識を深めます。

3 市民団体、事業者との連携

男女平等参画の推進に関して自主的な取組を行っている市民団体やグループを支援・育成し、連携を図ります。また、男女平等参画の推進には事業者が担う役割が大きいことから、事業者に対する情報提供等により、事業者との連携に努めます。

4 国、北海道との連携

男女平等参画の取組を効果的に推進するため、国や道などの関係機関と広範な連携を図ります。



資料編

《資料1》

プラン見直しの経過

令和4年5月		・市民意識調査内容の検討
6月	6/6 令和4年度第1回審議会 ●市民意識調査の項目・スケジュール確認	↓
7月		
8月	8/1 令和4年度第2回審議会 ●市民意識調査の調査内容検討 8/22 令和4年度第3回審議会 ●市民意識調査の内容検討・決定	
9月		・市民意識調査実施準備作業 (対象者リスト作成)
10月		・市民意識調査票の発送 (2,000件)
11月		・市民意識調査の回収、集計作業
12月		↓
令和5年1月	1/25 令和4年度第4回審議会 ●市民意識調査結果の途中経過報告	
2月		
3月	3/22 令和4年度第5回審議会 ●市民意識調査 報告書案検討	・市民意識調査結果取りまとめ、 報告書の作成
4月		
5月	5/22 令和5年度第1回審議会 ●プラン中間改定スケジュール確認	・改定プランの内容検討
6月		↓
7月	7/10 令和5年度第2回審議会 ●プラン中間改定への意見聴取	
8月	8/29 令和5年度第3回審議会 ●プラン中間改定 概要説明・意見聴取	
9月		
10月		・改定プラン素案概要取りまとめ
11月	11/20 令和5年度第4回審議会 ●プラン中間改定素案(案)・意見聴取	・「くしろ男女平等参画プラン(中間改定)」素案(案)策定と審議会委員への内容確認
12月	・パブリックコメント実施(12月~1月)	・市議会常任委員会への「くしろ男女平等参画プラン(中間改定)」素案(案)報告
令和6年1月		
2月	2/15 令和5年度第5回審議会 ●プラン中間改定(案)説明・意見聴取	
3月		・市議会常任委員会への「くしろ男女平等参画プラン(中間改定)」報告 ・「くしろ男女平等参画プラン」策定

《資料2》

釧路市男女平等参画審議会委員名簿

(第7期：令和5年6月29日～令和7年6月28日)

氏 名	職 業 等	
土 岐 圭 佑	北海道教育大学釧路校 准教授	
内 山 淑 恵	弁護士／釧路ぬさまい法律事務所	副会長
加賀谷 淑 子	プラン策定経験者	会 長
中 村 博 明	プラン策定経験者	
森 雅 昭	釧路信用金庫 総務部副部長	
山 田 淳 一	三ッ輪運輸株式会社 総務部総務課長	
元 氏 克 己	釧路商工会議所 総務部次長	
杉 山 誠一 (任期R5.6.29～R5.12.21) 富 樫 崇 (任期R5.12.22～R7.6.28)	北海道釧路総合振興局保健環境部くらし・子育て担当部長	
福 田 由美子	釧路市立新陽小学校校長	
加 藤 由 喜	公募委員	
杉 本 千賀子	公募委員	
野 村 香	公募委員	
蓑 島 智恵子	公募委員	
結 城 好 子	公募委員	

釧路市男女平等参画推進条例

平成22年12月15日
釧路市条例第45号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第9条）

第2章 男女平等参画を推進するための基本的施策（第10条－第20条）

第3章 釧路市男女平等参画審議会（第21条）

第4章 補則（第22条）

附則

（前文）

すべての人が個人として尊重され、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、自分らしく生きることができる地域社会の実現は、私たち市民の共通の願いである。

我が国においては、個人の尊重と法の下での平等を定める日本国憲法の下で、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会の取組と連動しながら、法制度を整備することにより進められてきた。

私たちのまち、釧路市においても、男女平等参画に関する基本計画である「くしろ男女平等参画プラン」を策定し、男女平等参画社会の実現に向けた様々な施策を実行してきた。

しかしながら、女性に対する暴力、セクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害や職場、家庭、地域などにおける性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく慣習や慣行が依然として存在しており、男女平等の実現には、なお一層の努力が必要な状況である。

少子高齢化の進展や家族形態の多様化など、私たちを取り巻く社会環境が急速に変化している中で、社会のあらゆる分野において男女の人権が尊重され、平等な関係で互いに協力し合い、それぞれが責任を果たし、その成果を分かち合うことができる男女平等参画社会を実現しなければならない。

このような認識の下、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、男女平等参画社会を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における男女平等参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者等及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女平等参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等参画 男女が、その人権を尊重され、社会の対等な構成員として社会的又は文化的に形成された性別にとらわれず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、社会的に不利な状況にある男女のいずれか一方に対し、格差の改善の機会を積極的に提供することをいう。
- (3) ドメスティック・バイオレンス 夫婦若しくは恋愛関係その他の親密な関係にあり、又はあった男女間における身体的、経済的又は精神的な苦痛を与える暴力行為及び暴力的行為（以下「暴力行

為等」という。)をいう。

- (4) セクシュアル・ハラスメント 他の者に対し、その意に反する性的な言動により不快感を与え、その言動を受けた者の生活環境を害すること及び性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (5) 事業者等 市内において、公的機関若しくは民間又は営利若しくは非営利を問わず事業を行う者並びに市内における自治会等の地域の自治組織及び市民活動団体をいう。
- (6) 教育に携わる者 市内において、学校教育、社会教育、家庭教育及び地域教育にかかわるすべての者をいう。

(基本理念)

第3条 男女平等参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の性別による差別をなくし、男女が個人として能力を発揮する機会を確保すること。
- (2) 性別による固定的な役割分担にとらわれず、男女が様々な活動を選択できるよう、社会における制度及び慣行のあり方を、男女の活動の選択に対してできる限り中立なものとするように配慮すること。
- (3) 男女が、社会の対等なパートナーとして、様々な方針の立案及び決定に参画する機会を確保すること。
- (4) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護等の家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、自らの意思によって仕事、学習、地域活動等ができるようにすること。
- (5) 男女が、互いの性について理解を深め、妊娠又は出産に関する事項に関し双方の意思が尊重され、生涯にわたり共に健康な生活を営むことができるようにすること。
- (6) 男女平等参画の推進は、国際社会の取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的な連携の下に行っていくこと。
- (7) 男女が、自らの性を大切にしながら互いの人格を尊重しあうことができるよう、あらゆる形態の暴力を根絶すること。
- (8) 働く男女が、性別による不利益な取扱いを受けることなく、安心して働き、生活できるようにすること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女平等参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に実施するとともに、その他の施策についても男女平等参画の視点に立って実施する責務を有する。

- 2 市は、男女平等参画の推進に当たり、市民、事業者等、教育に携わる者、国及び他の地方公共団体との連携及び協力を図る責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女平等参画を推進するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女平等参画を積極的に推進するとともに、当該事業活動と家庭生活を含むその他の活動を両立して行うことができる事業環境を整備するよう努めなければならない。

- 2 事業者等は、市が実施する男女平等参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第7条 教育に携わる者は、その教育活動において、男女平等参画社会についての理解を促し、伝えていくよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 性別を理由とする差別的な取扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンス
- (3) セクシュアル・ハラスメント
- (4) その他性別に起因すると認められる暴力行為等

(情報を公表する際の留意)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、差別的取扱い若しくは暴力行為等を助長し、又は連想させる表現その他の男女平等参画の推進を阻害するような表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女平等参画を推進するための基本的施策

(基本計画の策定及び見直し)

第10条 市長は、男女平等参画を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 市長は、基本計画を策定するときは、あらかじめ第21条第1項に規定する釧路市男女平等参画審議会（第20条において「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。
- 3 市長は、基本計画を策定するときは、市民、事業者等及び教育に携わる者（以下「市民等」という。）の意見を反映させることができるよう、適切な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 市長は、策定した基本計画を定期的に見直し、又は必要に応じて変更することができる。この場合においては、前3項の規定を準用する。

(調査及び研究)

第11条 市は、男女平等参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査及び研究を行うものとする。

(教育の分野における措置)

第12条 市は、市民等の男女平等参画の推進についての理解を促進するため、学校教育、社会教育、家庭教育、地域教育等のあらゆる教育の分野において必要な措置を講ずるものとする。

(実施状況の公表)

第13条 市長は、毎年、男女平等参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(広報及び啓発)

第14条 市は、男女平等参画の基本理念に対する理解が深まるよう、社会のあらゆる分野において広報、啓発活動その他適切な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第15条 市は、男女平等参画の推進に関する施策を総合的に調整し、計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第16条 市は、男女平等参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等に対する支援)

第17条 市は、男女平等参画の推進に積極的に取り組む市民等の活動に対し、これを支援するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(雇用の分野における措置)

第18条 市は、市における人事管理及び組織運営において、基本理念にのっとり、男女が性別にとらわれることなくそれぞれの能力を発揮することができるよう必要な措置を講ずるとともに、市が出資する団体においても同様の措置が講じられるよう努めるものとする。

2 市は、必要があると認めるときは、事業者等に対し男女平等参画のための調査等について、協力を求めることができる。

(附属機関等の委員の構成)

第19条 市長その他の執行機関は、附属機関等として設置する審議会等の委員を任命し、又は委嘱するときは、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の4割未満とならないよう努めるものとする。

(意見等の申出等)

第20条 市民は、男女平等参画に関する市の施策についての意見若しくは苦情又は男女平等参画の推進を阻害すると認められるものがあるときは、その旨を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出に係る事務を行わせるため、男女平等参画相談員を設置することができる。

3 前項の男女平等参画相談員は、第1項の規定による申出があったときは、関係機関と連携し適切な措置を講ずるものとする。

4 市長は、第1項の規定による申出があったときは、必要に応じて審議会の意見を聴くことができる。

第3章 釧路市男女平等参画審議会

第21条 男女平等参画を推進するため、市長の附属機関として、釧路市男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 市長の諮問又は必要に応じて男女平等参画の推進に関する事項について調査審議し、市長に意見を述べること。

(2) 毎年、男女平等参画の推進に関する施策の実施状況について審議し、市長に意見を述べること。

(3) 前条第2項の男女平等参画相談員が対応した事例の中から、市の施策の改善が必要な事項を調査審議し、市長に意見を述べること。

3 審議会は、15名以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の4割未満であってはならない。

(1) 学識経験を有する者

(2) 公募に応じた者

(3) その他市長が必要と認めた者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 市長は、特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 補則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

女性に関する行政関係年表

西暦(元号)	世界	日本	北海道	釧路市
1972年 (昭和47年)	・国際婦人年の宣言			
1975年 (昭和50年)	・国際婦人年世界会議(メキシコシティ・第1回)「世界行動計画」採択	・総理府に「婦人問題企画推進本部」 ・「婦人問題企画推進会議」 ・「婦人問題担当室」設置		・国際交流へ婦人派遣開始
1976年 (昭和51年)	・国際婦人の十年スタート	・民法一部改正(離婚復氏制度) ・育児休業法施行		
1977年 (昭和52年)		・国内行動計画決定 ・国立婦人教育会館開館		
1978年 (昭和53年)			・北海道婦人行動計画策定	・釧路地域婦人会館設置(管内設置期成会)
1979年 (昭和54年)	・国連総会「女子差別撤廃条約」採択			・釧路地域婦人会館閉館(平成13年福祉会館と統合)
1980年 (昭和55年)	・国連婦人の十年中間年世界会議(コペンハーゲン・2回) ・女子差別撤廃条約 署名式	・女子差別撤廃条約署名決定	・14支庁に北海道婦人指導員配置(平成5年女性と改称)	
1981年 (昭和56年)	・女子差別撤廃条約発効 ・ILO156号条約採択(家族的責任)	・民法及び家事審判法の一部改正(配偶者法定相続分引き上げ)	・北海道婦人行動計画推進協議会設立	・第1回婦人教養講座開催80名(社会教育)
1984年 (昭和59年)		・総理府「アジア太平洋地域婦人シンポジウム」開催	・生活環境部道民運動推進本部に青少年婦人局設置	
1985年 (昭和60年)	・国際婦人の十年ナイロビ世界会議(ナイロビ・第3回)「婦人の地位向上ナイロビ将来戦略」採択	・国籍法及び戸籍法一部改正(父母両系主義等) ・男女雇用機会均等法成立 ・女子差別撤廃条約批准	・北海道婦人問題研究懇話会を北海道女性会議に改組	
1986年 (昭和61年)		・男女雇用機会均等法施行 ・国民年金法一部改正(女性の年金権)		・婦人青少年課新設 ・第1回婦人リーダー養成講座開催(50名)
1987年 (昭和62年)		・「西暦2000年にむけての新国内行動計画」策定	・北海道女性自立プラン策定	・女性道外派遣研修開始(国立婦人教育会館へ3名)
1988年 (昭和63年)			・生活福祉部青少年婦人室設置	
1989年 (平成元年)	・国連総会 ・子どもの権利条約採択	・新学習指導要領告示(家庭科男女共修)		・婦人教養講座を女性教養講座に改称 ・隔年婦人国際交流
1991年 (平成3年)	・海外経済協力基金(OECD)開発と女性の配慮指針策定	・育児休業法成立 ・新国内行動計画第1次改定(男女共同参画社会の形成を目指す)	・北海道女性プラザ開設	・釧路市総合計画に女性自立プランを盛り込む
1992年 (平成4年)		・育児休業法施行 ・婦人問題担当大臣任命		・女性リーダー養成講座に改称
1993年 (平成5年)		・パートタイム労働法施行	・青少年女性室と改称	
1994年 (平成6年)	・「開発と女性」に関するアジア太平洋大臣会議(ジャカルタ)	・「男女共同参画推進本部」設置 ・「男女共同参画審議会」設置 ・「男女共同参画室」設置		・女性青少年課と改称 ・生涯学習計画に女性自立プランを位置づけ
1995年 (平成7年)	・第4回世界女性会議(北京) ・行動綱領及び「北京宣言」採択	・介護休業制度の法制化 ・ILO156号条約批准	・女性室設置 ・北海道男女共同参画懇話会設置	・社会教育推進計画の中に策定を明文化

女性に関する行政関係年表

西暦(元号)	世界	日本	北海道	釧路市
1996年 (平成8年)		・男女共同参画2000年プラン策定	・懇話会より新計画策定提言	・プラン策定計画決定 ・プラン推進懇話会委員決定 ・庁内会議開催 ・プランの提言
1997年 (平成9年)	・婦人の地位向上委員会(ニューヨーク)	・労働基準法の女性保護規定一部改正 ・男女雇用機会均等法改正	・北海道男女共同参画プラン策定	・「くしろ男女共同参画プラン」(H9~18)策定 ・記念講演会開催
1998年 (平成10年)		・男女共同参画審議会~男女共同参画社会基本法の答申	・北海道国際女性フォーラム開催	・くしろプラン推進懇話会を設置・委員決定18名(一部公募) ・プラン冊子作成
1999年 (平成11年)		・改正「男女雇用機会均等法」施行 ・改正「育児・介護休業法」施行 ・男女共同参画社会基本法施行		・第1回推進懇話会開催 ・プランダイジェスト版配布 ・啓発講座 ・国際交流中断
2000年 (平成12年)	・国連特別総「女性2000年会議」(ニューヨーク)「北京宣言・行動綱領」の見直評価	・男女共同参画基本計画策定 ・ストーカー規制法施行 ・児童虐待防止法施行		・懇話会開催12回 ・啓発講座5回 ・市民意識調査実施 ・平成12年女性闘争北海道女性会議開催
2001年 (平成13年)		・内閣府男女共同参画局設置 ・「男女共同参画週間」開始 ・DV防止法施行 ・「育児・介護休業法」一部改正	・北海道男女平等参画条例施行 ・男女平等参画審議会設置 ・「女性に対する暴力」実態調査報告 ・女性室を男女平等参画推進室に改組	・企業意識調査実施 ・啓発講座開催 ・思春期保健講座(高校生対象)10回開催 ・DVサポート養成講座等2回(民間共催)
2002年 (平成14年)			・北海道男女平等参画基本計画策定	・企業意識調査報告書作成 ・男女共同参画週刊発行 ・思春期保健講座(高校生対象)11回開催 ・生涯学習女性課と名称変更
2003年 (平成15年)	・第29回女性差別撤廃委員会開催(国連)ニューヨーク(日本政府報告審査)	・女性のチャレンジ支援推進男女共同参画推進本部決定 ・女子差別撤廃条約実施状況報告審議 ・「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」、「次世代育成支援対策推進法」成立 ・「少子化社会対策基本法」成立・施行	・北海道女性知事誕生	・「くしろ男女共同参画プラン」見直し着手
2004年 (平成16年)	・第48回国連婦人の地位向上委員会(ニューヨーク)	・「女性国家公務員の採用、登用拡大」推進本部決定 ・「DV防止法」の改正・施行 ・「国民年金法」一部改正(育児休業中の保険料免除)	・北海道こども未来づくりのための少子化対策推進条例制定 ・北海道男女平等参画チャレンジ賞創設	・「くしろ男女共同参画プラン」(H16~18)の見直し・改定版策定、ダイジェスト版発行 ・生涯学習課と名称変更(係名 生涯学習女性担当)
2005年 (平成17年)	・第49回国連婦人の地位向上委員会(ニューヨーク)	・改正「育児・介護休業法」施行 ・国の「第2次男女共同参画基本計画」策定		・公文書性別記載欄の見直し実施 ・第2回市民意識調査実施(1400人対象)調査報告書発行 ・合併により新釧路市誕生(H17.10.11)

女性に関する行政関係年表

西暦(元号)	世界	日本	北海道	釧路市
2006年 (平成18年)		・「男女雇用機会均等法」改正	・北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画策定	・阿寒・音別地区の意識調査実施 ・新プラン策定懇話会発足(12名)
2007年 (平成19年)		・改正「男女雇用機会均等法」施行		
2008年 (平成20年)		・改正「DV防止法」施行 ・改正「DV防止法」に基づく基本方針の改定 ・改正「パートタイム労働法」施行 ・「次世代育成支援対策推進法」改正	・「第2次北海道男女平等参画基本計画」策定	・「くしろ男女平等参画プラン」(H20~29)策定、ダイジェスト版発行 ・第2回企業意識調査実施(600社) ・プラン推進講座開催
2009年 (平成21年)		・「育児・介護休業法」改正	・「第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」策定	・企業意識調査報告書作成・配布 ・男女平等参画セミナー開催 ・条例検討委員会設置(10名) ・条例検討委員会開催(6回)
2010年 (平成22年)	・国連「北京+15」記念会合開催(ニューヨーク)	・改正「育児・介護休業法」施行 ・「第3次男女共同参画基本計画」策定		・所管を教育委員会から市長部局へ移管(総合政策部市民協働推進課) ・条例検討委員会開催(3回) ・釧路市男女平等参画推進条例制定(H22.12.15)
2011年 (平成23年)	・UN Women(国連女性機関)発足		・「第2次北海道男女平等参画基本計画」指標項目等の更新	・条例施行(4月1日から) ・釧路市男女平等参画審議会設置(12名、任期2年)H23.6.29 ・審議会開催(2回)
2012年 (平成24年)	・第56回国連婦人の地位向上委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・改正「育児・介護休業法」全面施行 ・「女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議」による「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画策定		・審議会開催(4回) ・プラン中間見直しに向けて市民意識調査実施(2000件)
2013年 (平成25年)	・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催(北京) ・APEC「女性と経済フォーラム2013」開催(インドネシア・バリ)	・「配偶者暴力防止法」改正		・審議会委員改選(H25.6.29) ・審議会開催(5回)
2014年 (平成26年)	・第58回国連婦人の地位向上委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・改正「配偶者暴力防止法」施行 ・「次世代育成支援対策推進法」改正 ・「パートタイム労働法」改正	・「第3次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」策定 ・「北の輝く女性応援会議」設置	・「くしろ男女平等参画プラン」中間改訂(H26~29)策定 ・審議会開催(5回)

女性に関する行政関係年表

西暦(元号)	世界	日本	北海道	釧路市
2015年 (平成27年)	・国連「北京+20」記念会 合開催(ニューヨーク)	・「女性の職業生活における活躍 の推進に関する法律」成立・一部 施行 ・「第4次男女共同参画基本計 画」策定	・「女性の活躍支援センタ ー」開設	・審議会委員改選(H27.6.29) ・男女平等参画センターふらっ と開設(記念式典H27.9.19、開設 日H29.9.24) ・審議会開催(2回)
2016年 (平成28年)		・「男女雇用機会均等法」改正 ・「育児・介護休業法」改正 ・「女性の職業生活における活躍 の推進に関する法律」完全施行	・「北海道女性活躍推進計 画」策定	・第3回企業意識調査実施(70 0社) ・第1回くしろ男女いきいき参 画表彰(H28.12.3) ・審議会開催(4回)
2017年 (平成29年)		・改正「男女雇用機会均等法」施 行 ・改正「育児・介護休業法」施行		・審議会委員改選(H29.6.29) ・第2回くしろ男女いきいき参 画表彰(H29.10.28) ・審議会開催(6回)
2018年 (平成30年)		・「政治分野における男女共同参 画の推進に関する法律」公布・施 行 ・「働き方改革を推進するための 関係法律の整備のための法律」	・「第3次北海道男女平等参 画基本計画」策定	・「くしろ男女平等参画プラン」 (2018~2027年度)策定 ・第3回くしろ男女いきいき参 画表彰(H30.10.28) ・審議会開催(3回)
2019年 (平成31年 ・令和元年)	・「男女平等に関するパリ宣 言」(G7パリサミット) ・「W20(women20)」日本開催	・「女性活躍・ハラスメント規制 法」成立 ・「配偶者暴力防止法」一部改正 ・「女性の職業生活における活躍 の推進に関する法律」改正	第4次北海道配偶者暴力防 止、被害者保護及び支援等 に関する基本計画策定	・審議会委員改選(R元.6.29) ・第4回くしろ男女いきいき参 画表彰(R元.10.27) ・審議会開催(3回)
2020年 (令和2年)	・国連「北京+20」記念会 合開催(ニューヨーク)	・「第5次男女共同参画基本計 画」策定		・第5回くしろ男女いきいき参 画表彰(R2.11.17) ・審議会開催(3回)
2021年 (令和3年)		・「政治分野における男女共同参 画の推進に関する法律」改正 ・「育児・介護休業法」改正		・審議会委員改選(R3.6.29) ・第6回くしろ男女いきいき参 画表彰(R3.10.24) ・審議会開催(3回)
2022年 (令和4年)		・改正「育児・介護休業法」一部 施行		・プラン中間見直しに向けて市 民意識調査実施(発送2,000件) ・第7回くしろ男女いきいき参 画表彰(R4.10.23) ・審議会開催(5回)
2023年 (令和5年)		・「配偶者暴力防止法」改正 ・改正「育児・介護休業法」完全 施行		・審議会委員改選(R5.6.29) ・第8回くしろ男女いきいき参 画表彰(R5.10.22) ・審議会開催(5回)
2024年 (令和6年)		・改正「配偶者暴力防止法」施行		・「くしろ男女平等参画プラン・ 中間改訂」(2024~2027年度)策 定

くしろ男女平等参画プラン
〈2024～2027年度〉
(令和6～9年度)

発行年月 2024年(令和6年) 3月

発 行 釧路市総合政策部市民協働推進課

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

TEL 0154-31-4504 FAX 0154-23-5220

E-mail : shi-shiminkyoudou@city.kushiro.lg.jp

<https://www.city.kushiro.lg.jp/>